



総務部長 決裁		物 品 購 入 要 求 書										調達要求 番 号	合備 1	科 項 目 目 細分	防衛本省共通費 庁費 備品費(研究)
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄			
会 計 課					関係課	要 求 元					室 長	補 佐	係 長	係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係	(室)	分任物品 管理官	課長等	補 佐	供用官	係					
分 類 番 号		品 名			規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	契 約 方 式	一 般 指 名 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号	
中	小	細	品												
				空気調和装置 外			内訳書のとおり								
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.4は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準 を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎	
	分 類	防衛用品(庁)			総 額		納 期	年 月 日		円					
物品整理区分	非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分					
備 考											入札日時	令和 年 月 日 時 分			
	課室名	数学教育室			要求者氏名	水川 裕司		電話番号	3245						

内 訳 書

調達要求 番 号		合備1									
番号	分類番号					品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	33 <sup>中</sup>	05 <sup>小</sup>	04 <sup>細</sup>	007 <sup>品</sup>	空気調和装置	日立 RPC-GP80KA, リモコンPC-ARFG4付	台	1			
2						または					
3						ダイキン FHP80FB, リモコンBRC7N3付					
4	33	05	04	011	室外機	日立 RAS-GP80RSH3	台	1			
5						または					
6						ダイキン RZRP80CT					
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
					小	計					
					合	計					

仕 様 書		調達要求番号	合備1
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校数学教育室で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴ<sup>○</sup>46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライドブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライドブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペーパーコアを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンレスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

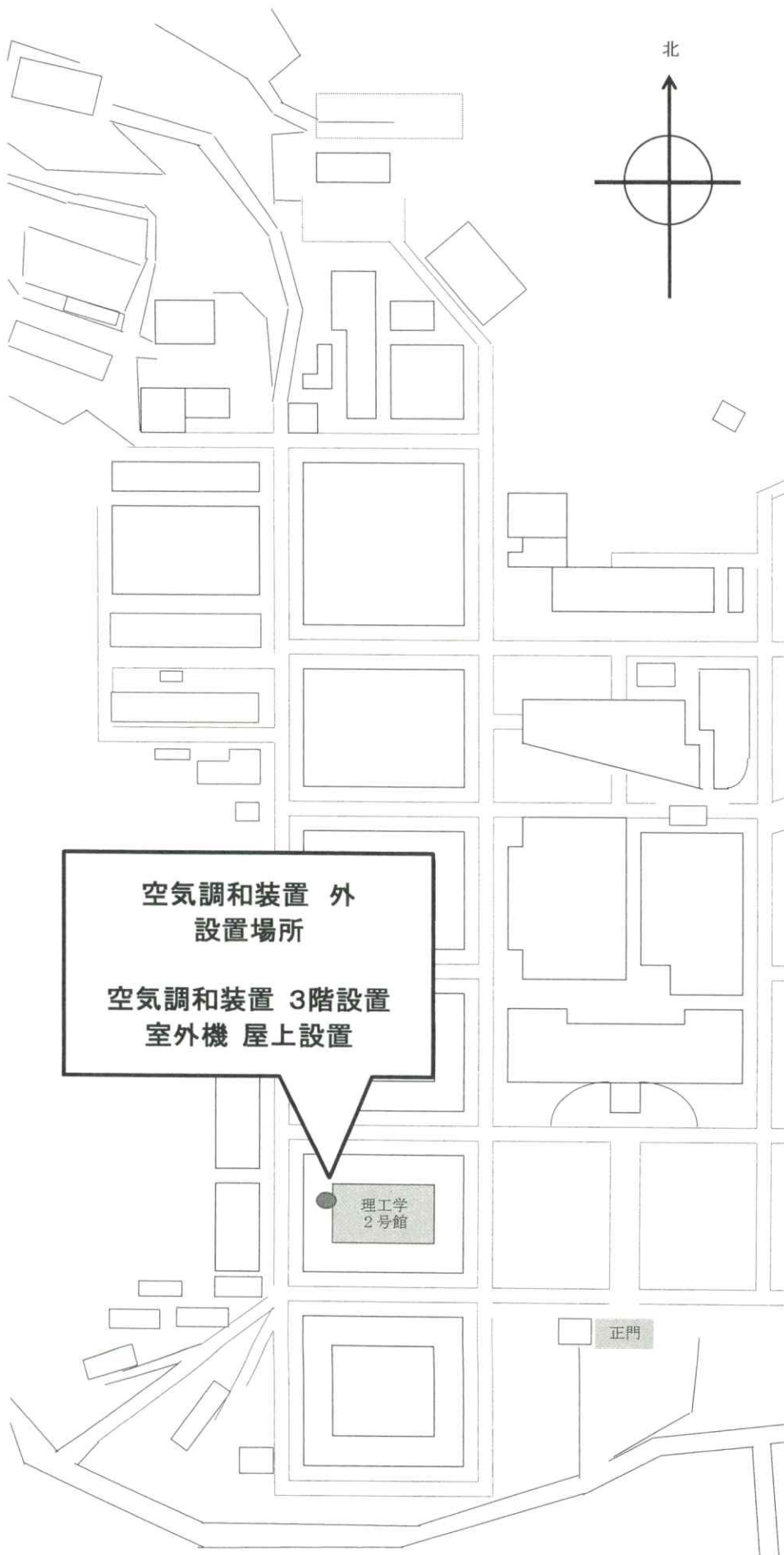
(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

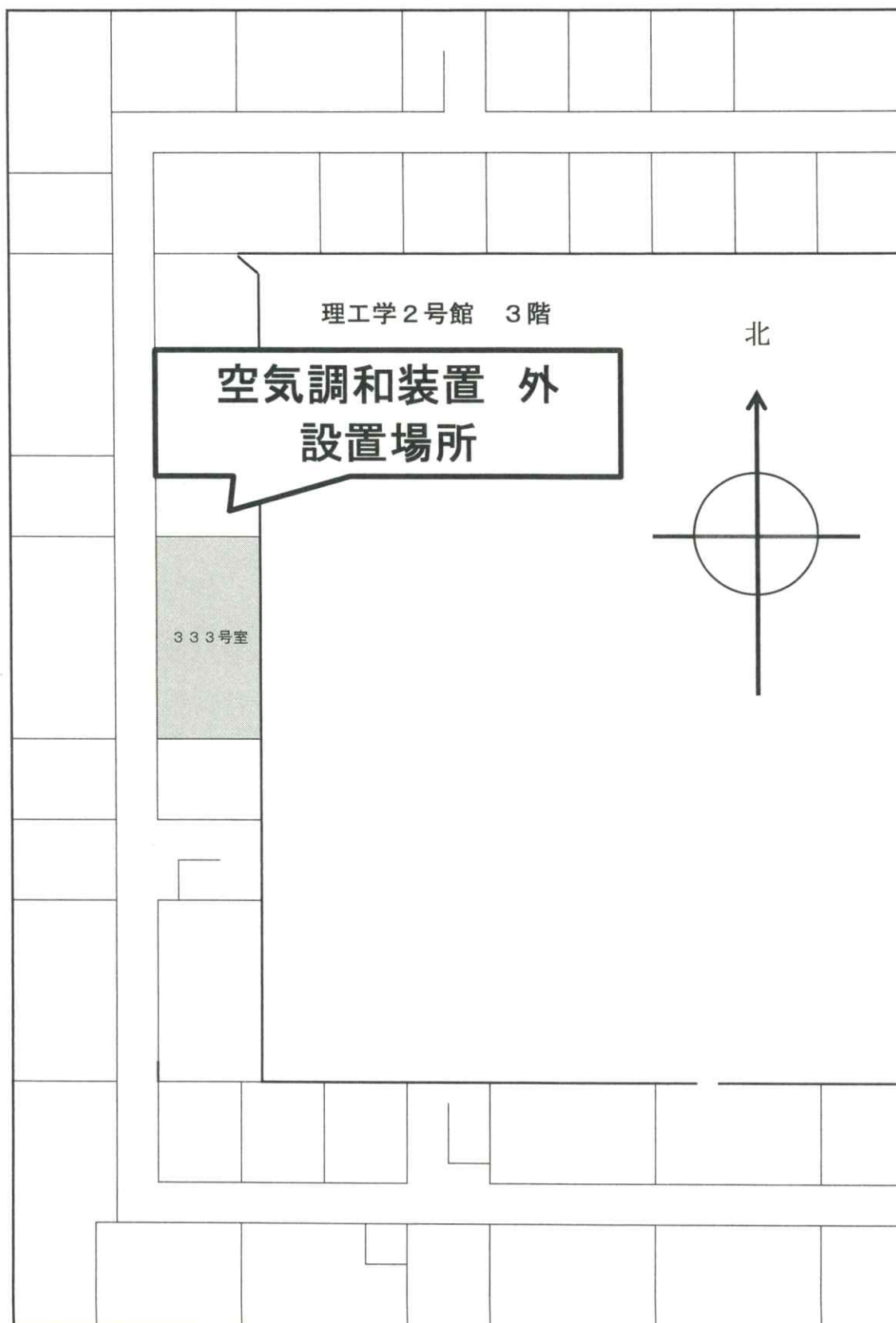
(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量								規 格						冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備 考
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	屋上	屋上	屋上	屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	電源				
								コンクリート コンクリート スライドブ ロック有無	既設 コンクリ ート架 台有無	既設 コンクリ ート架 台有無	既設 室外機 用防振 ゴム有 無										
1	数学教育室 水川 裕司	更新	理工学2号館3階333号室 天吊り	1	1	1	1	有	2	有 (更新)	有 (更新)	日立	RPC-GP80KA	RAS-GP80RSH3	PC-ARFG4	三相200V	8.0kW	1,4	屋上	付図1~3	
												ダイキン	FHP80FB	RZRP80CT	BRC7N3						

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

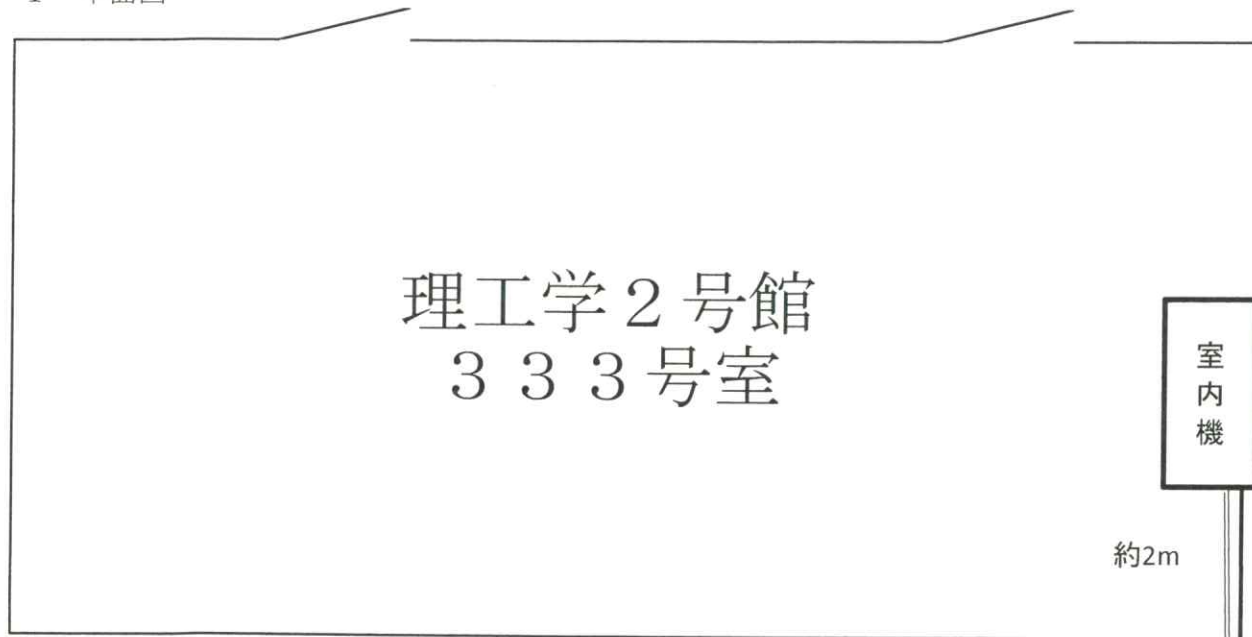




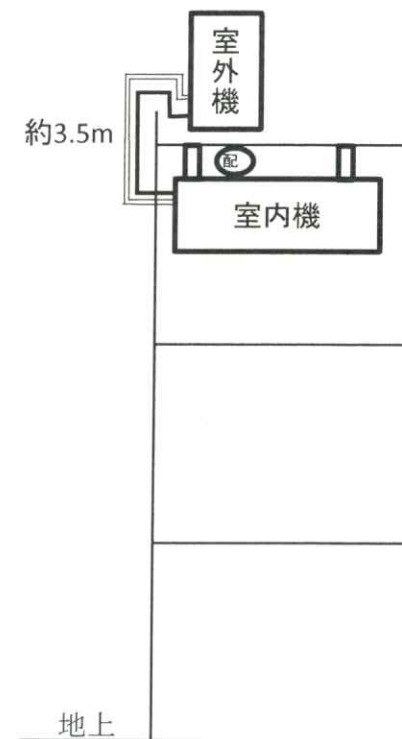
冷媒配管及びドレン配管図

理工学2号館3階333号室

1 平面図



2 立体図



配管距離：冷媒管 — 約5.5m (室内2m、室外3.5m)  
ドレンパイプ ≡ 約5.5m (室内2m、室外3.5m)

総務部長 決裁		物 品 購 入 要 求 書										調達要求 番号	人備 1	科 項 目 目 目	防衛本省共通費	
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄				
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長	補 佐	係 長	係		
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		分任物品 管理官	課長等	補 佐	供用官	係						
分 類 番 号		品 名			規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	契 約 方 式	一 般 指 名 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号			
中	小	細	品													
				空気調和装置 外	内訳書のとおり					選 定 業 者			契 約 条 件			
明 細 説 明	又は同等以上のもの（他社の製品を含む。） No.1とNo.2は同一メーカーのものとし、搬入及び設置調整を含む。設置調整は、仕様書のとおりとする。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎		
	分 類	防衛用品(庁)			総 額		納期	年 月 日		円						
物品整理区分	非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分						
備考											入札日時	令和 年 月 日 時 分				
	課室名	公共政策学科			要求者氏名	清水 寛文		電話番号	2443							

# 内 訳 書

調達要求 番号		人備1									
番号	分類番号					品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	33 <sup>中</sup>	05 <sup>小</sup>	04 <sup>細</sup>	007 <sup>品</sup>	空気調和装置	ダイキン F636ATCV-W, リモコンARC478A126付	台	1			
2	33	05	04	011	室外機	ダイキン R636ACV	台	1			
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
小						計					
合						計					

仕 様 書		調達要求番号	人備1
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲  本仕様書は、防衛大学校公共政策学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書  この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項  本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成  構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能  本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所  設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領  設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領  室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領  室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴム46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライトブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライトブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペフロルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンレスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設、屋外ラッキングはすべて新設するものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事实施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

##### (3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

##### (4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量								規 格						冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備 考
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	地上	地上 屋上	屋上	屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	電源				
								コンクリート 架台数量	既設コンクリート 架台有無	コンクリート スライドブロック 数量	既設コンクリート スライドブロック 有無										
1	公共政策学科 清水 寛文	更新	社会科学館1階客員教授室 壁掛け	1	1	1	1	有	2	有 (更新)	有 (更新)	ダイキン	F636ATCV-W	R636ACV	ARC478A126	単相200V	6.3kW	1,2	地上西側	付図1～3	

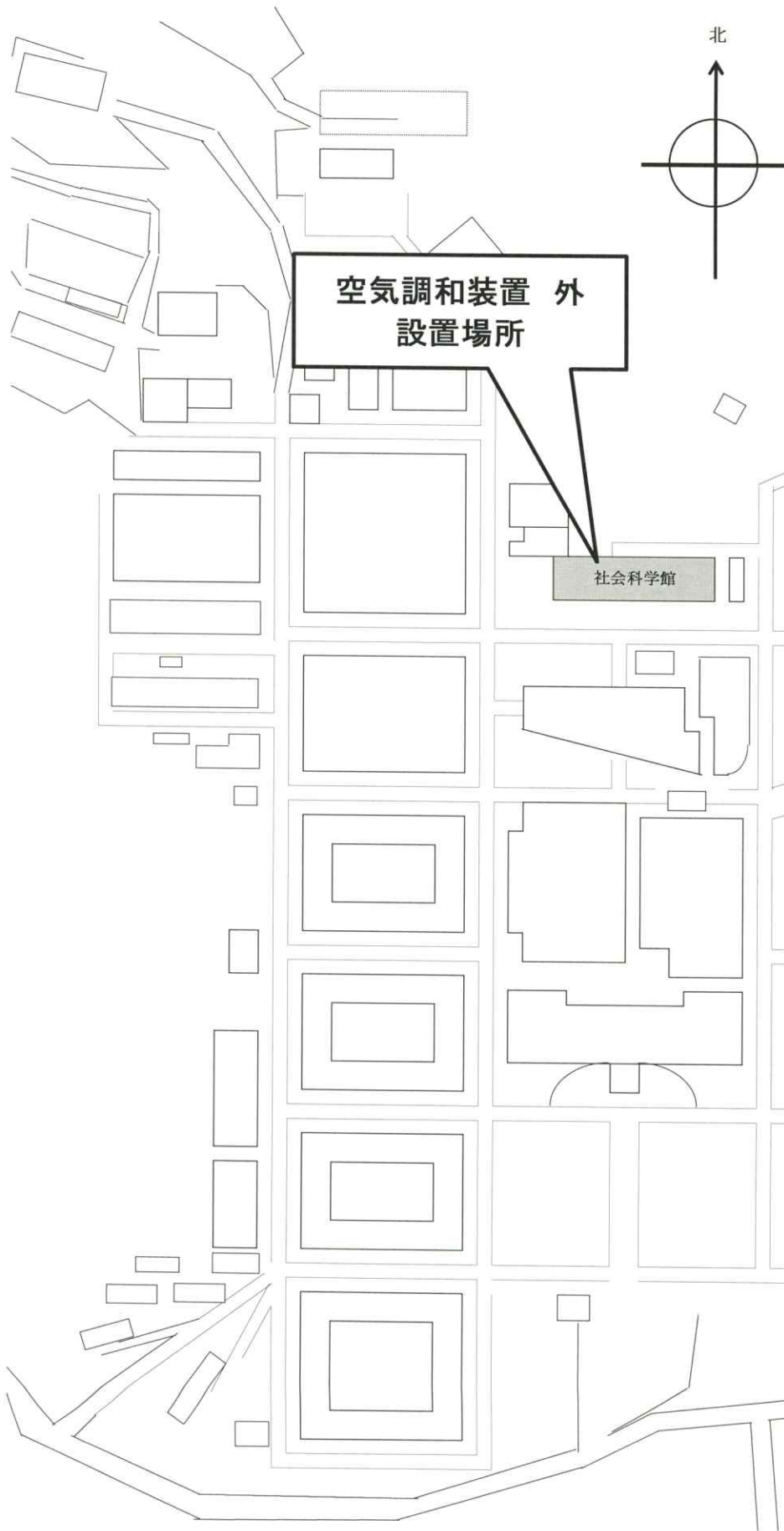
※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。

※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。

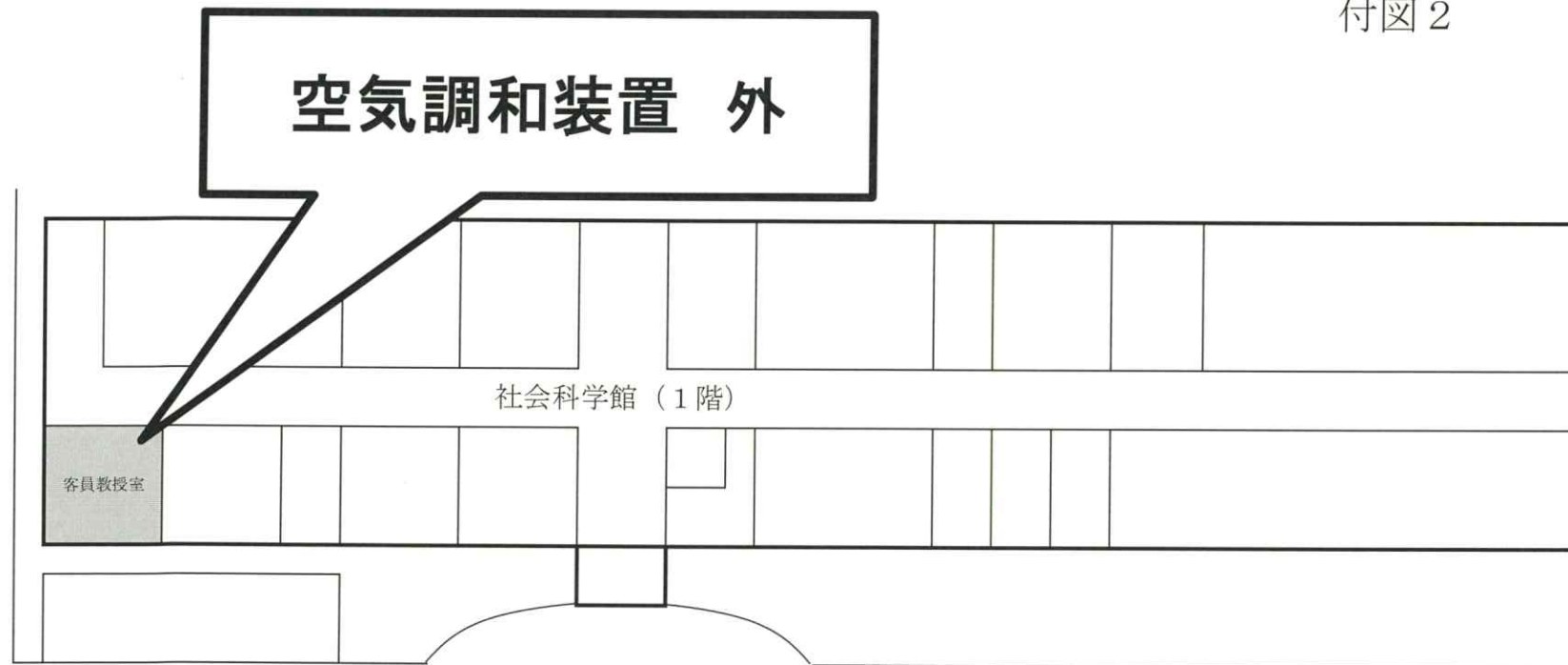
※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。

※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。

※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。



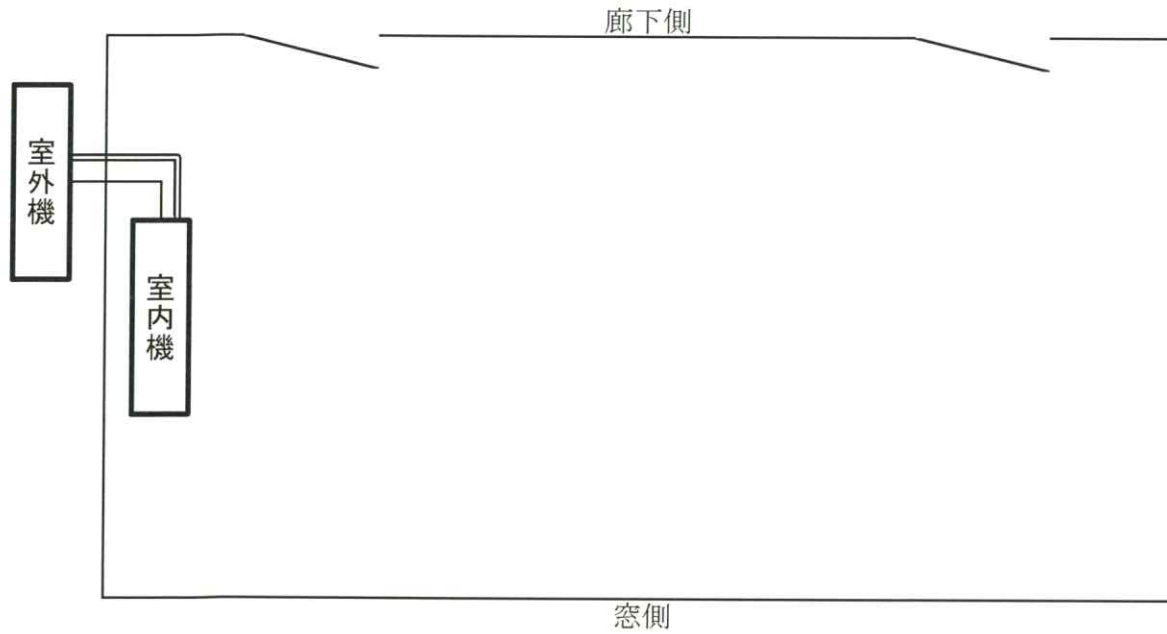
付図2



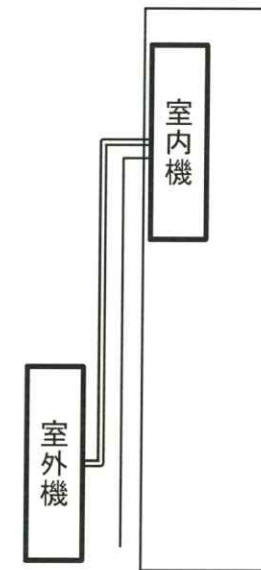
冷媒配管及びドレン配管図

社会科学館 1階客員教授室

1 平面図



2 立体図



配管距離： 冷媒管 ——— 約3.0m (室内0.5m、室外2.5m) ※配管・配線すべて新設  
ドレンパイプ === 約3.5m (室内0.5m、室外3.0m) ※電源線、既存再利用

総務部長 決裁		物品購入要求書										調達要求 番号	シ備 9	科 目 細分	防衛本省共通費 庁費 備品費(研究)
要求欄										年 月 日		調達欄			
会計課					関係課 (室)	要求元					室長	補佐	係長	係	
課長	室長	補佐	係長	係		分任物品 管理官	課長等	補佐	供用官	係					
分類番号		品名			規格	単位	数量	単価	金額	契約方式	一般 指 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号		
中	小	細	品												
33	05	04	007	空気調和装置 外	内訳書のとおり					選 定 業 者			契 約 条 件		
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、内訳書No.1とNo.2は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎	
	分 類		防衛用品(庁)			総 額		納期	年 月 日			円			
物品整理区分		非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分				
備 考											入札日時	令和 年 月 日 時 分			
	課室名	機械システム工学科			要求者氏名	北嶋 孝之		電話番号	3462						



仕 様 書		調達要求番号	シ備9
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校システム工学群機械システム工学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネジボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上に防振ゴム6×150×600mmを敷き、コンクリートスライトブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライトブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。

また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペアコイルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンスラッキング<sup>®</sup>で覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング<sup>®</sup>等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

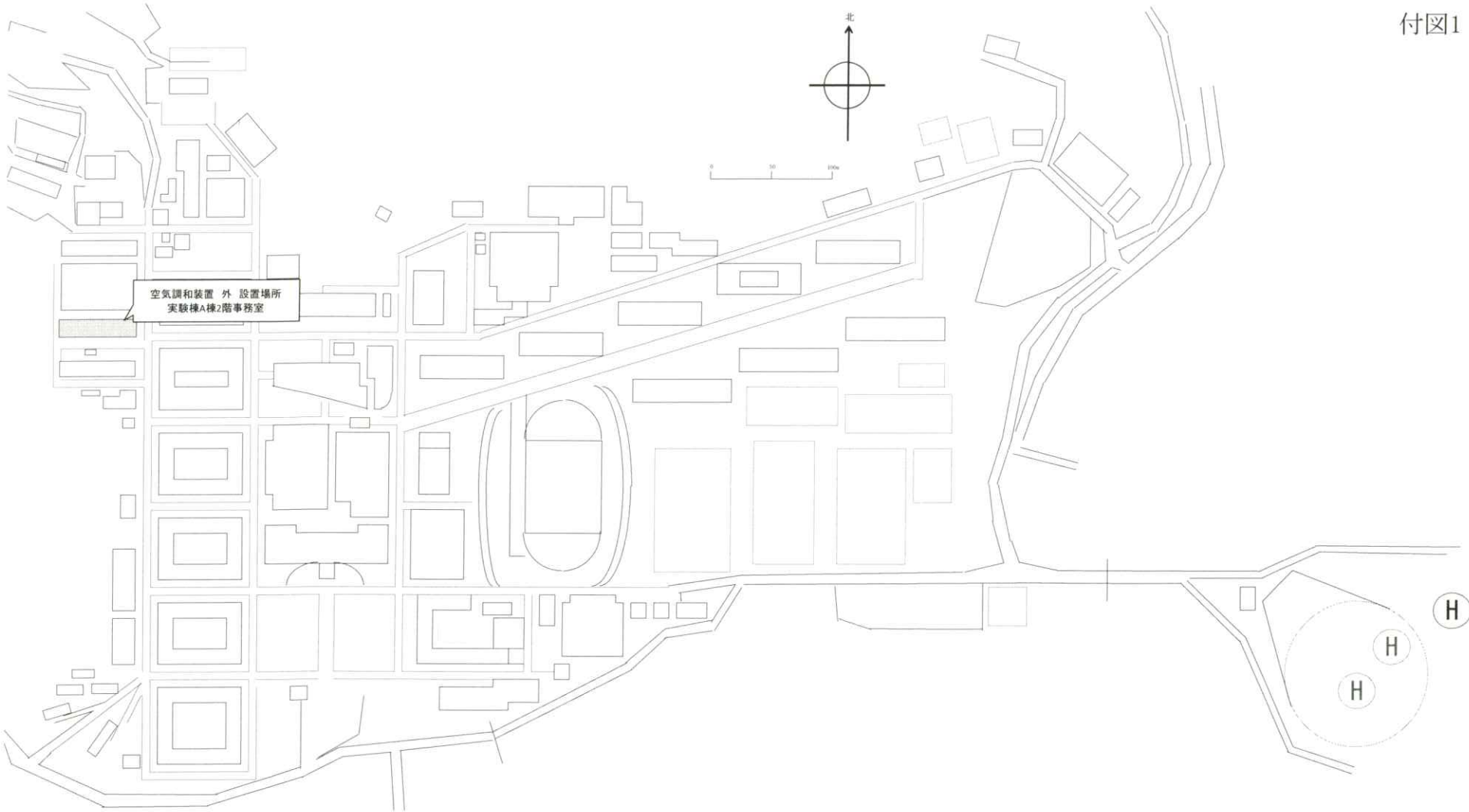
(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

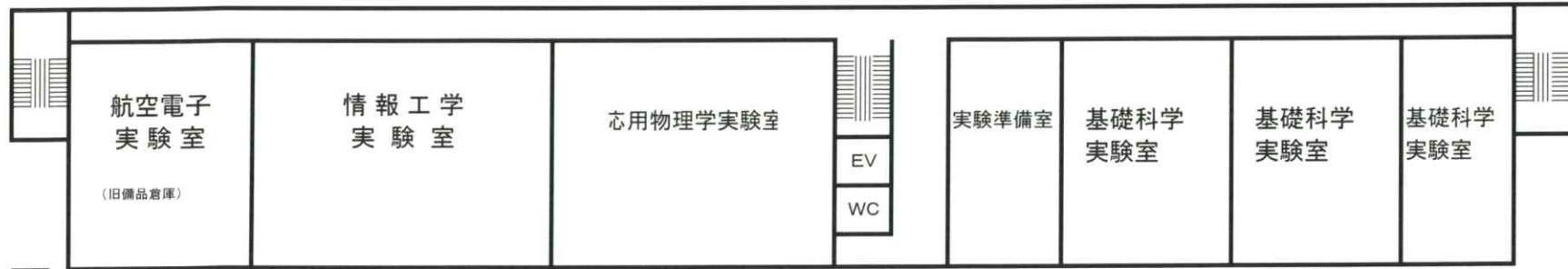
構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数量									規格					冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備考		
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	地上 屋上			屋上	屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル					電源	
								コンクリート架台数量	既設コンクリート架台有無	コンクリートスライドブロック数量													既設コンクリートスライドブロック有無
1	機械システム工学科 北嶋 孝之	新規	実験棟A棟2階事務室 天吊り型	1	1	1	2	無	2	無	/	/	無	日立	RPC-GP112KA	RAS-GP112RSH4	PC-ARFG4	/	三相200V	10.0kW	1, 2	1階外 (南側)	付図1～3

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

付図1

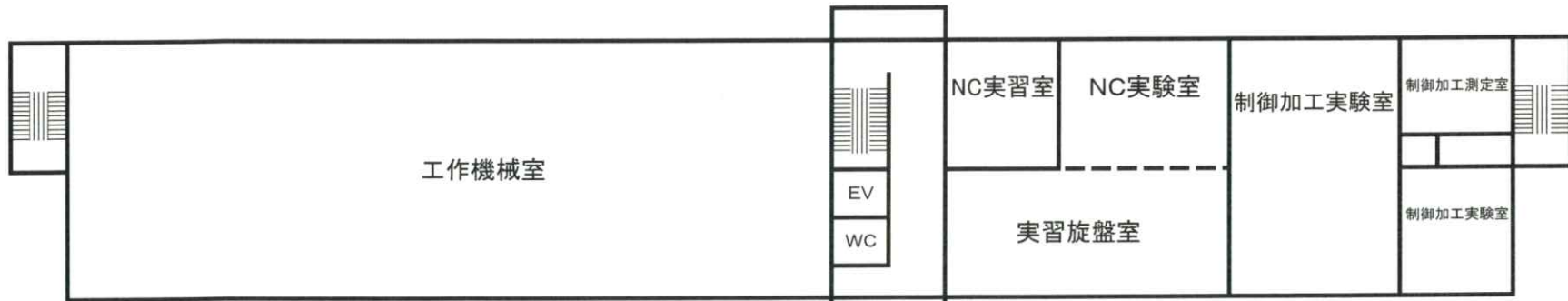




3F



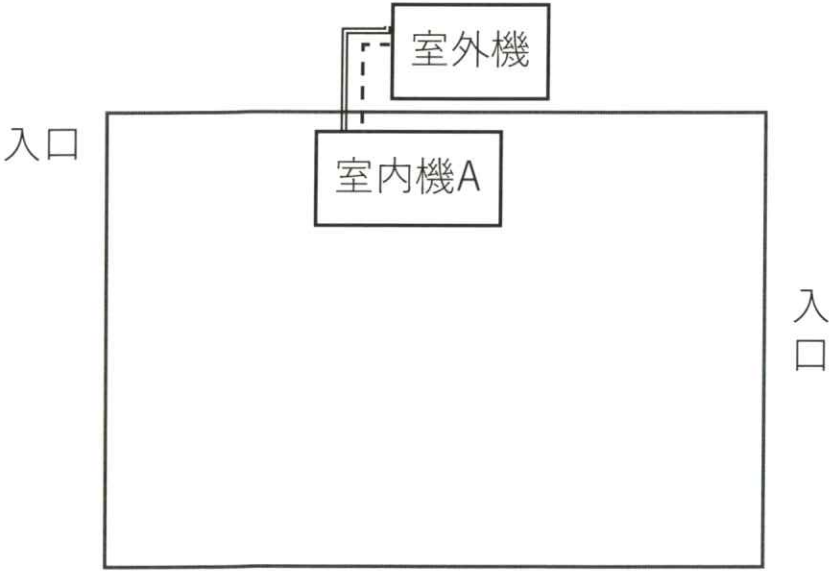
2F



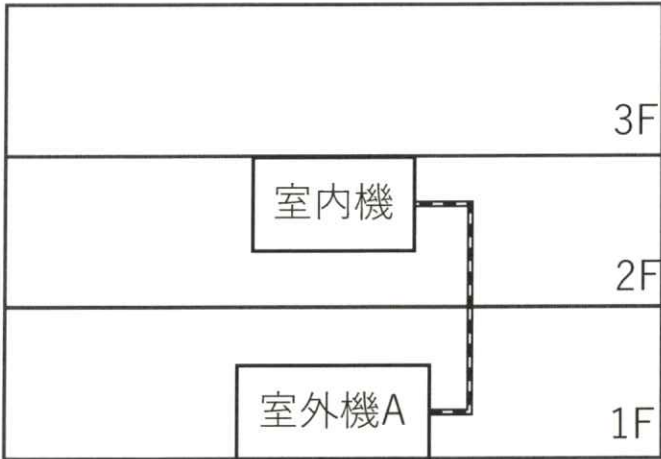
1F

冷媒配管及びドレン配管図  
 実験棟A棟2階事務室

付図 3



< 平面図 >



< 立面図 >

配管距離A：冷媒配管 約 8 m (屋内 7 m、屋外 1 m)  
 ドレン配管 約 8 m (屋内 7 m、屋外 1 m)

—— 冷媒管  
 - - - - ドレン配管

総務部長 決裁		物 品 購 入 要 求 書										調達要求 番号	シ防 7	科 目 細分	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄			
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長	補 佐	係 長	係	
課長	室長	補佐	係長	係		分任物品 管理官	課長等	補佐	供用官	係					
契 約 方 式		一 般 指 名 意		根 拠 法 令		会計法第29の3第 項 予決令第 条 第 項 第 号									
分 類 番 号	品 名				規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	選 定 業 者	契 約 条 件				
中 小 細 品															
33 05 04 007	空気調和装置 外				内訳書のとおり										
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、内訳書No.1とNo.2は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額	算 出 の 基 礎		
分 類	防衛用品(防)		総 額			納期	年 月 日		円						
物品整理区分	非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分					
備考	執行計画No.42-2										入札日時	令和 年 月 日 時 分			
	課室名	機械システム工学科			要求者氏名	北嶋 孝之		電話番号	3462						



仕 様 書		調達要求番号	シ防7
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校システム工学群機械システム工学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全室ボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上に防振ゴム6×150×600mmを敷き、コンクリートスライドブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライドブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。

また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペアコイルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンレスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

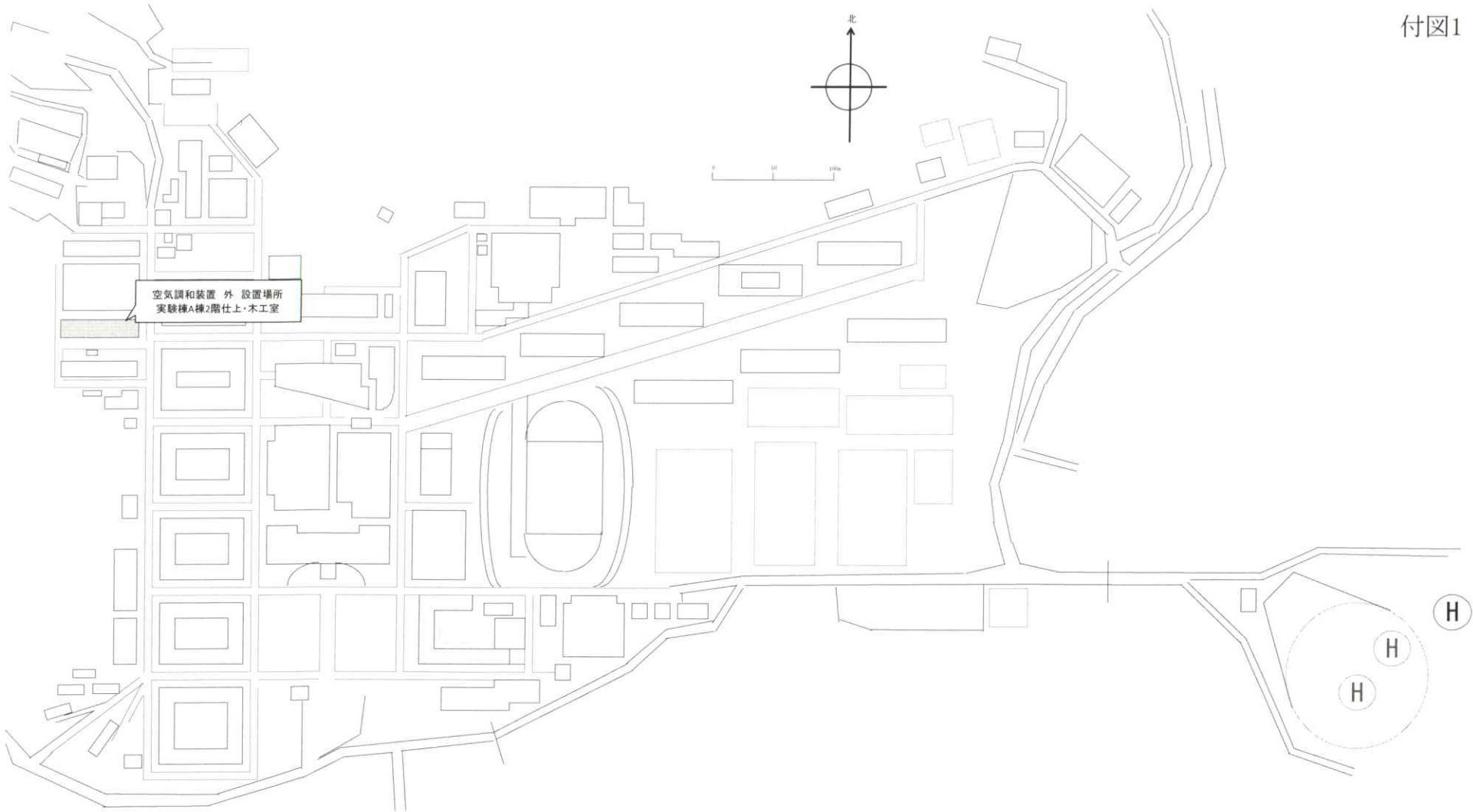
構成等

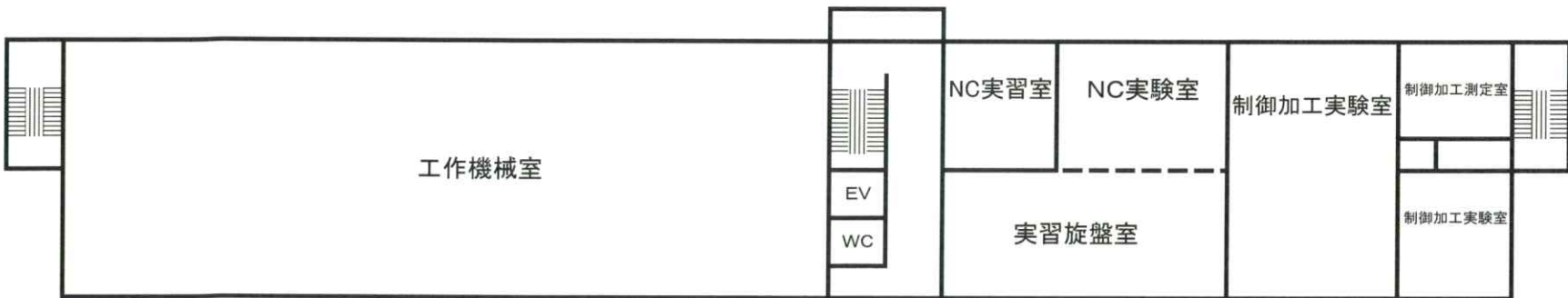
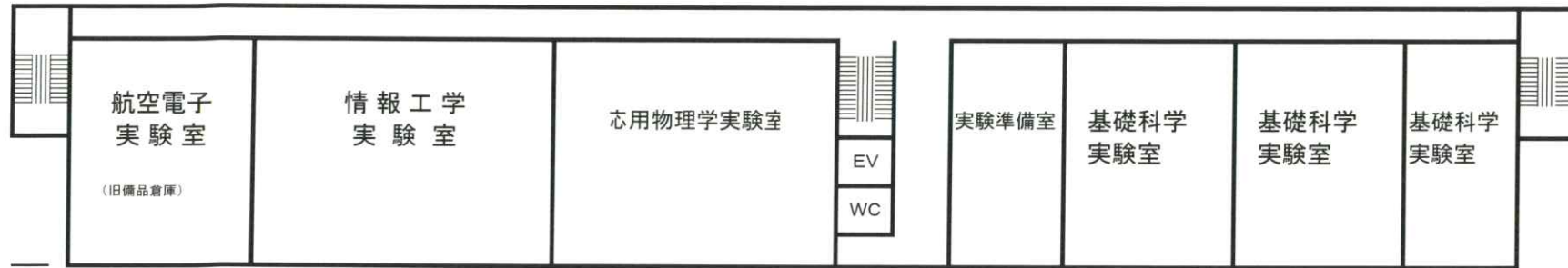
No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量								規 格					冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備 考				
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	地上 屋上		屋上	屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル					電源			
								既設 コンクリート 架台有無	コンクリート スライド ブロック 数量	既設 コンクリート スライド ブロック 有無	室外 機用 防振 ゴム 数量											既設 室外 機用 防振 ゴム 有無	ラッ キング 等有 無	
																								コンクリート 架台数量
1	機械システム工学科 北嶋 孝之	新規	実験棟A棟2階仕上・木工室 天カセ型	2	1	1	2	2	無	2	無	/	/	無	日立	RC1-GP112KA	RAS-GP224RSH1	PC-ARFG4	P-AP160NA4	三相200V	20.0kW	1,2	1階外 (南側)	付図1～3

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

防衛大学校施設配置略図

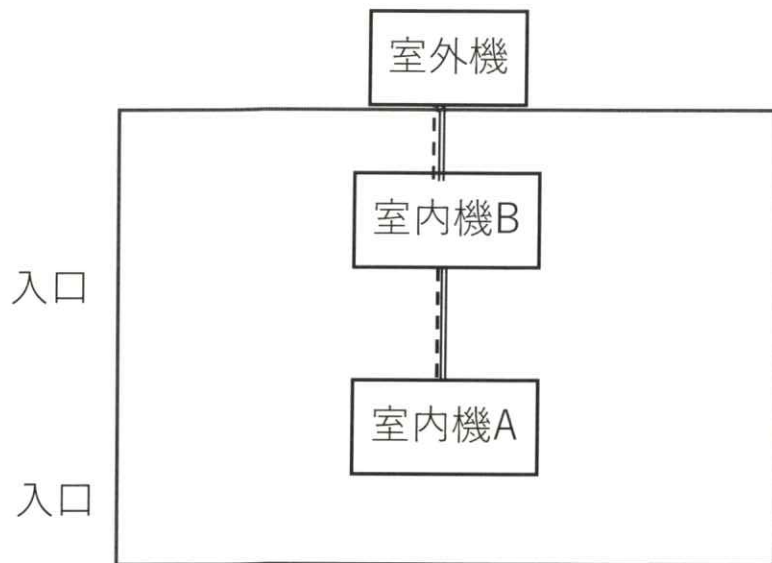
付図1



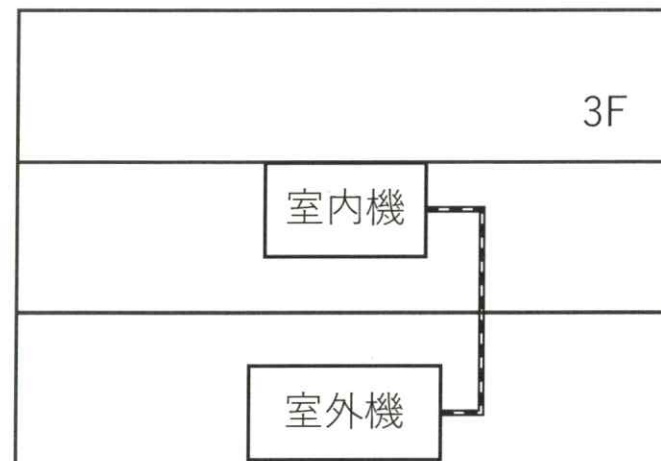


冷媒配管及びドレン配管図  
 実験棟A棟2階仕上・木工室

付図 3



< 平面図 >



< 立面図 >

配管距離A：冷媒配管 約 17 m (屋内 10 m、屋外 7 m)  
 ドレン配管 約 17 m (屋内 10 m、屋外 7 m)

—— 冷媒管  
 - - - - ドレン配管

総務部長 決裁		物 品 購 入 要 求 書										調達要求 番 号	訓防 2	科 項 目 目	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)		
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄					
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長	補 佐	係 長	係			
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		分任物品 管理官	課長等	補 佐	供用官	係							
分 類 番 号		品 名			規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	契 約 方 式	一 般 指 名 隨 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号			
中	小	細	品														
				空気調和装置 外		内訳書のとおり					選 定 業 者		契 約 条 件				
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.2は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。																
	分 類		防衛用品(防)			総 額			納 期	年 月 日		予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎	
物品整理区分		非消耗品						納入 場所	防衛大学校走水海上訓練場		調達説明 日 時		令和 年 月 日 時 分				
備 考																	
	課室名	訓練課舟艇係			要求者氏名	竹原 友昭		電話番号	2538		入札日時		令和 年 月 日 時 分				



## 仕 様 書

品 名	数 量	調達要求番号	訓防2 備 考
空気調和装置 外	一式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校訓練課で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、3F講堂、別表および付図1～付図3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネジボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴム6×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。 ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペフロルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事实施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

##### (3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

##### (4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

構成等

No	学科・教育室	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数量								規格						冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備考			
				室内機	室外機	化粧パネル	コンクリート 架台数量	既設コンクリート 架台有無	コンクリート スライドブロック 数量	既設コンクリート スライドブロック 有無	屋上	室外機用防振 ゴム数量	既設室外機用防振 ゴム有無	屋外	メーカー	室内機	室外機					リモコン	化粧パネル	電源
1	訓練課	更新	海技訓練場 3階 (天吊り型)	1	1	1	1	有	有	/	/	/	日立	RPC-GP80KA	RAS-GP80RSH3	PC-ARFG4	/	三相200V	7.1kW	1,2	地上東側	付図1～付図3		
													ダイキン	FHP80FB	RZRPSOCTE	BRC1G4								

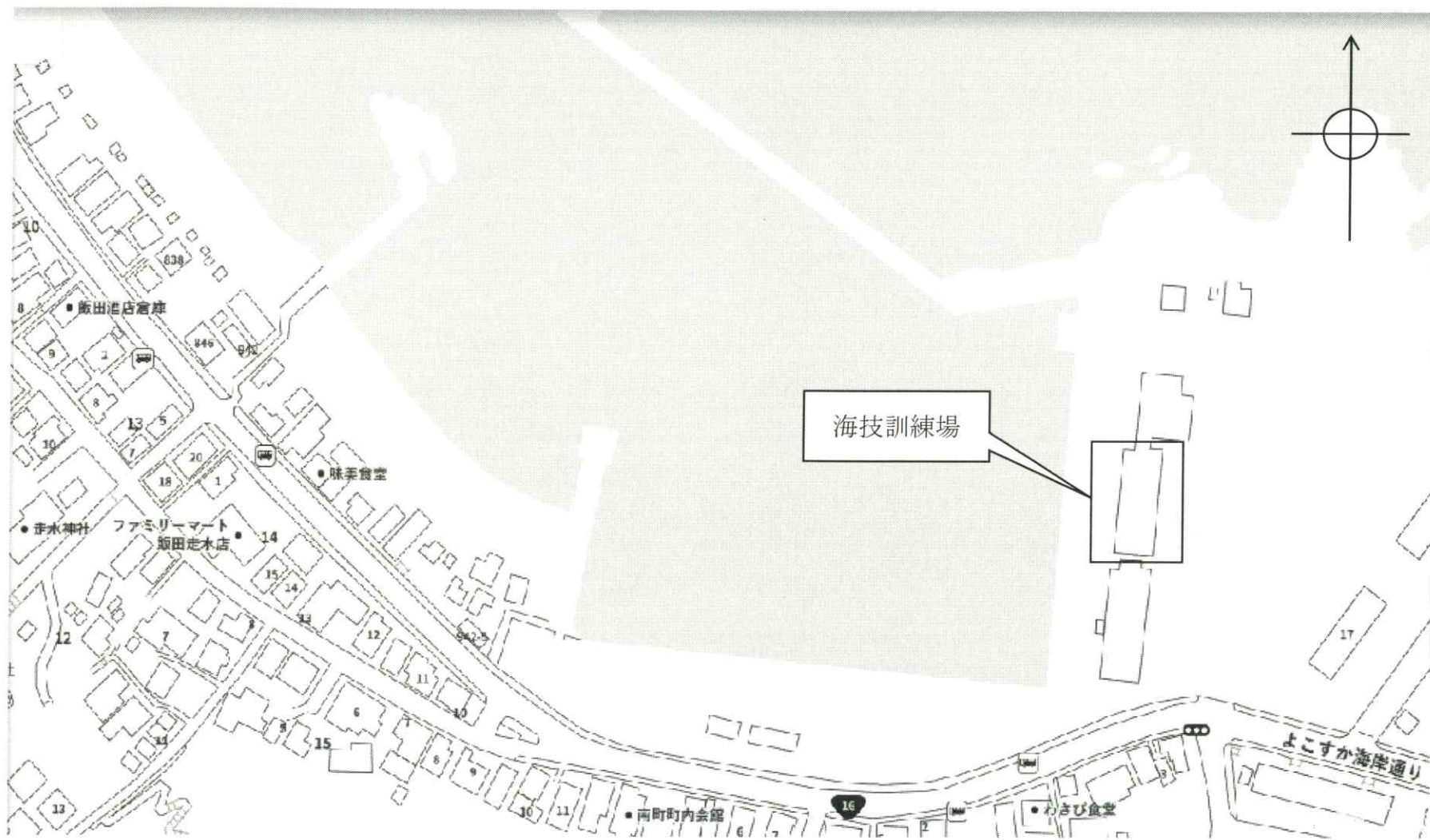
※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。

※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。

※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。

※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。

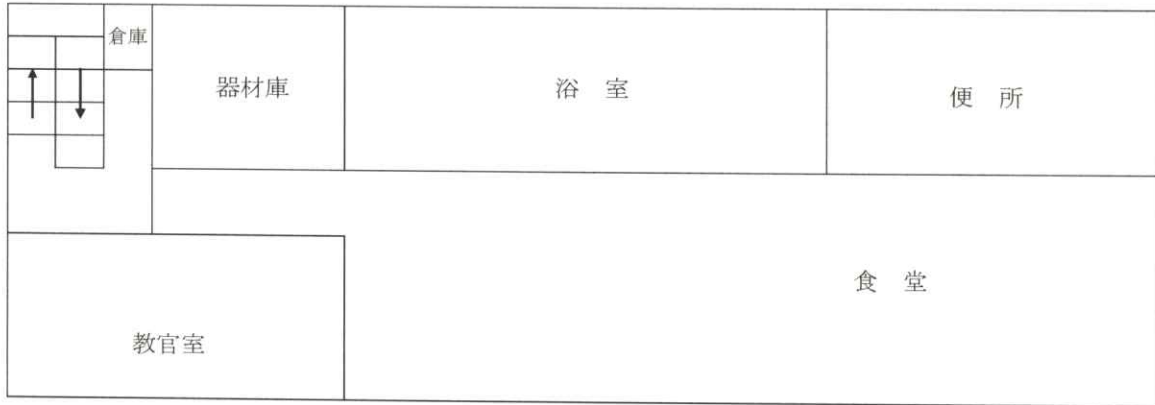
※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。



海技訓練場場所



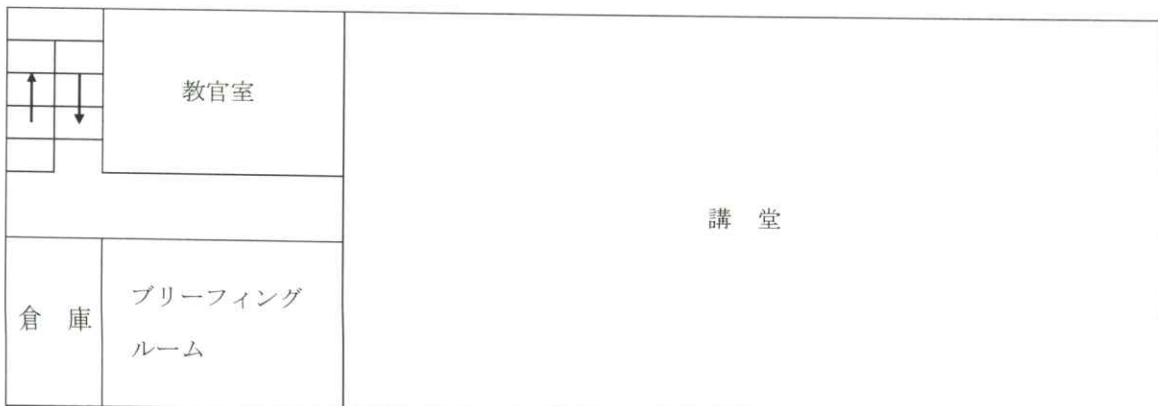
海技訓練場 1 階



海技訓練場 2 階



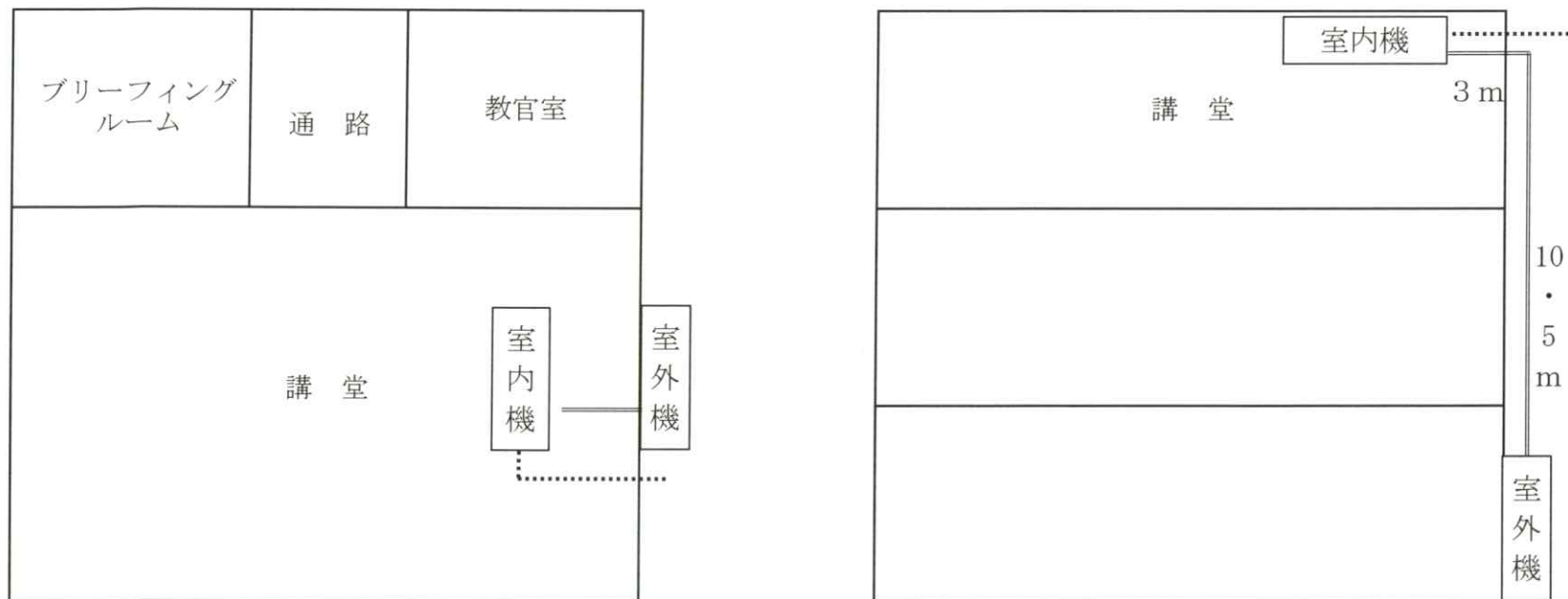
海技訓練場 3 階



施設内図

冷媒配管及びドレン配管図

海技訓練場 3 階



<平面図>

<立面図>

配管距離：冷媒配管 約13.5m (屋内3m、屋外10.5m)  
 配管距離：ドレン配管 約13.5m (屋内3m、屋外10.5m)

—— 冷媒配管  
 ..... ドレン配管

総務部長 決裁		物品購入要求書										調達要求 番号	教企防 1	科 目 目	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)	
要求欄										年 月 日		調 達 欄				
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長	補 佐	係 長	係		
課長	室長	補佐	係長	係		分任物品 管理官	課長等	補佐	供用官	係						
分類番号		品 名			規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	契約 方式	一 般 指 名 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号			
中	小	細	品													
33	05	04	007	空気調和装置 外	内訳書のとおり					選 定 業 者			契 約 条 件			
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.2は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎		
	分 類	防衛用品(防)			総 額		納 期	年 月 日		円						
物品整理区分	非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分						
備 考											入札日時	令和 年 月 日 時 分				
	課室名	応用化学科			要求者氏名	西 宏二		電話番号								

内 訳 書

調達要求 番 号		教企防1								
番号	分類番号				品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	33	05	04	007	空気調和装置	日立 RPC-GP112KA×1 (専用リモコン:PC-ARFG4×1付)	台	1		
2	33	05	04	011	室外機	日立 RAS-GP112RSH4	台	1		
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
合						計				

仕 様 書		調達要求番号	教企防1
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校応用化学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネジボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴム46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペアコルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンレスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

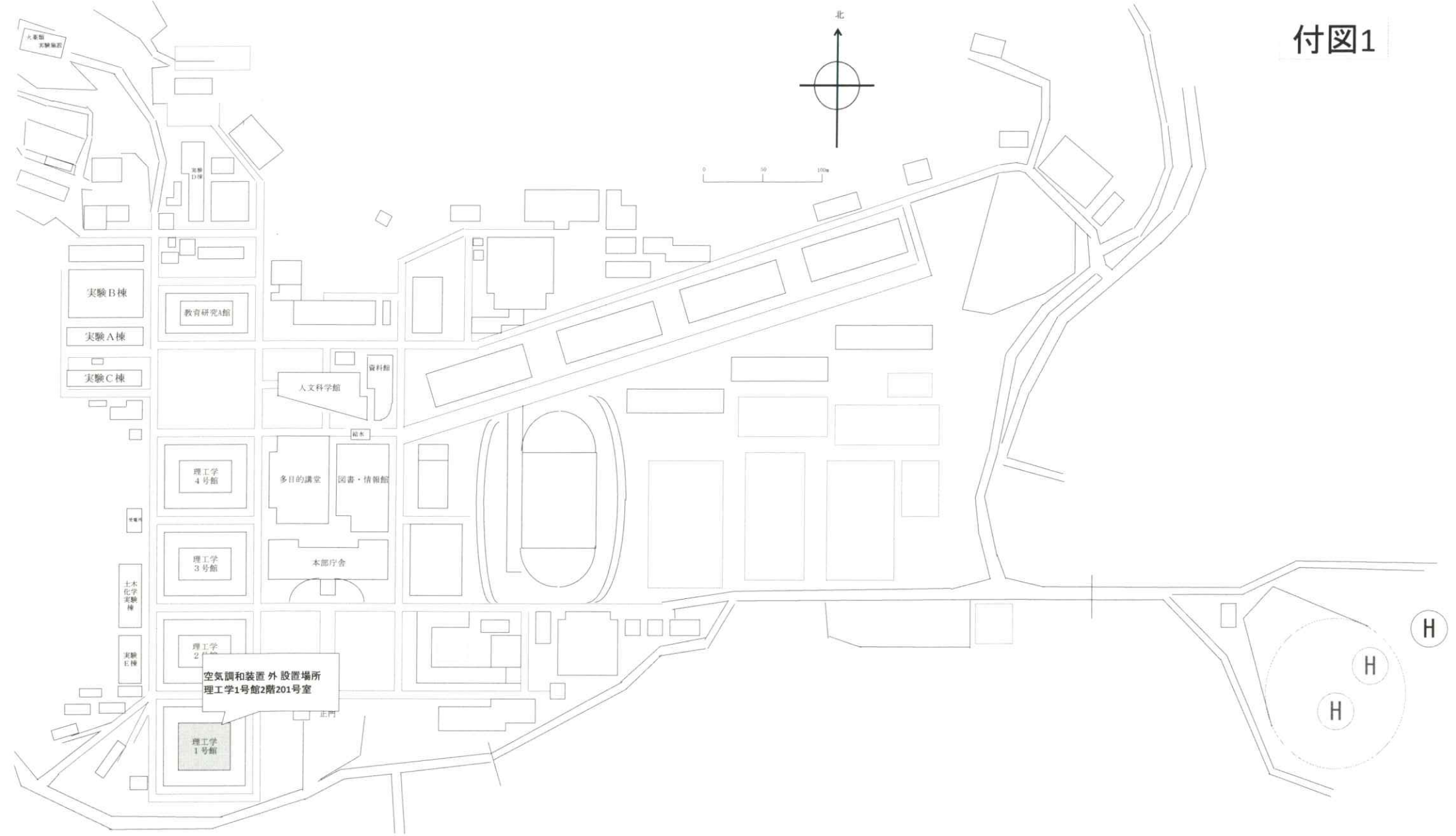
構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量							規 格						備考				
				室内機	リモコン	化粧パネル	地上	地上 屋上	屋上		屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル		電源	冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置
							既設 コンクリート 架台有無	既設 コンクリート 架台有無	既設 コンクリート 架台有無	既設 コンクリート 架台有無											
1	応用化学科 西 宏二	更新	理工学1号館2階201号室	1	1	1	1	有	2	有 (更新)					三相200V	10.0kW	1,2	地上北側	付図 1～3		

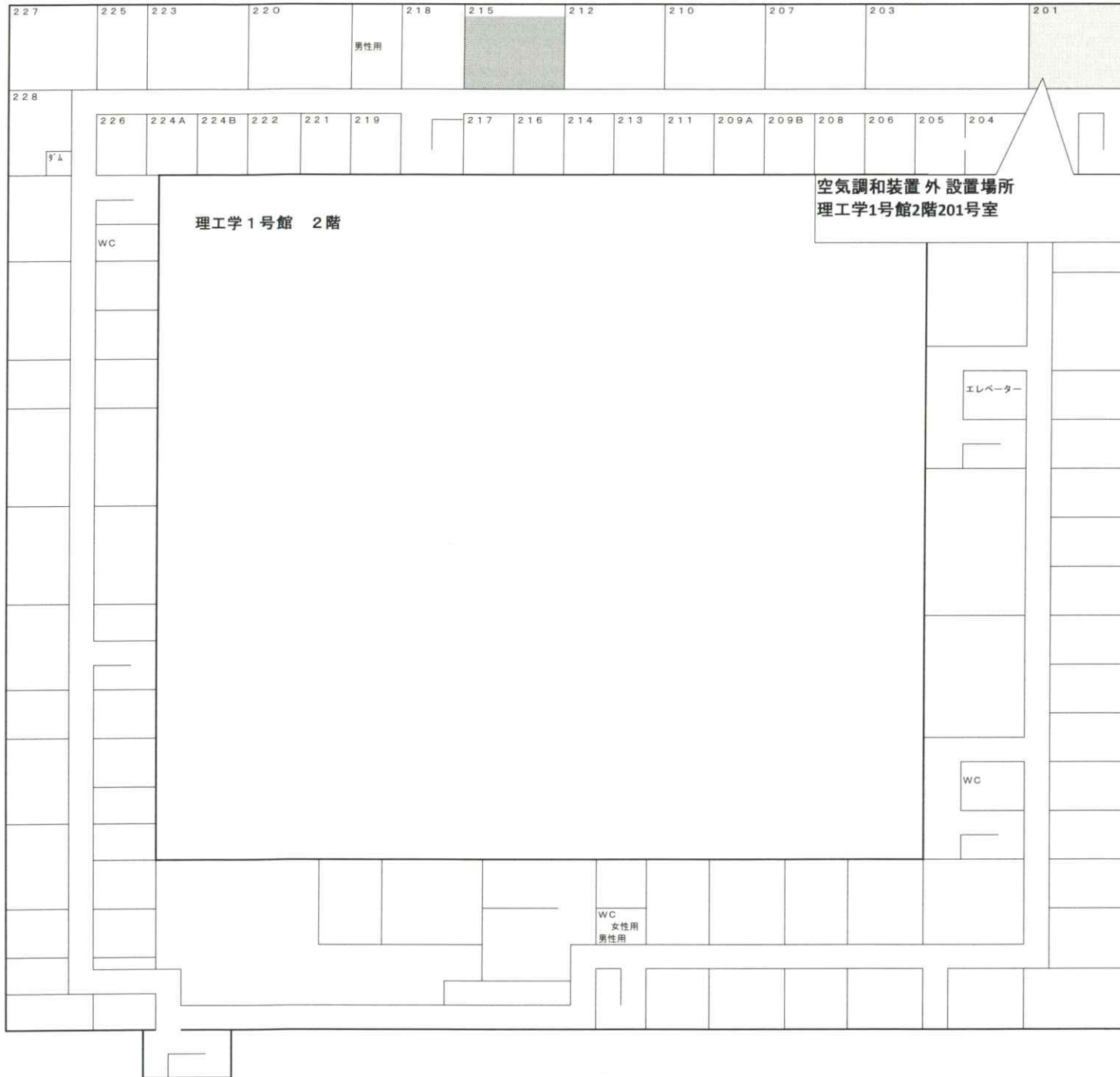
- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

# 防衛大学校施設配置略

付図1



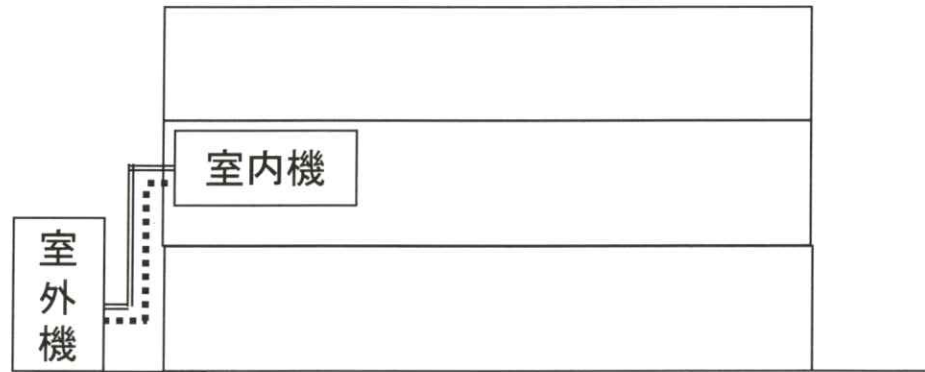
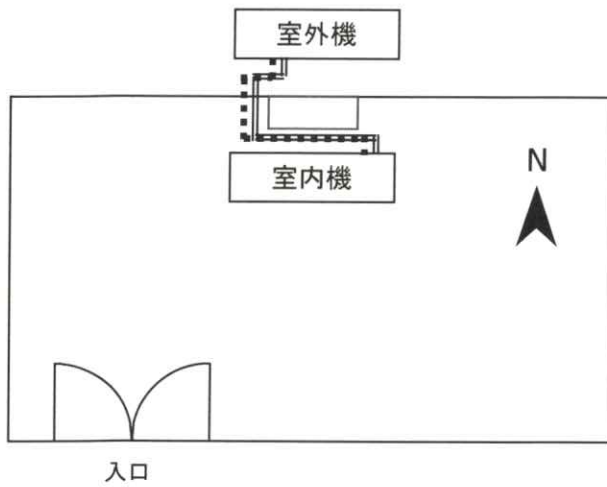
# 防衛大学校施設配置略図



冷媒配管及びドレン配管図

付図3

理工学1号館2階201号室



<平面図>

<立面図>

配管距離：冷媒配管 約8m（屋内 2m、屋外 6m）  
ドレン配管 約8m（屋内 2m、屋外 6m）

==== 冷媒管  
..... ドレン配管

総務部長 決裁		物品購入要求書										調達要求 番号	教企防 2	科 目 細分	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)	
要求欄										年 月 日			調達欄			
会計課					関係課 (室)	要求元					室長	補佐	係長	係		
課長	室長	補佐	係長	係		分任物品 管理官	課長等	補佐	供用官	係						
分類番号		品名			規格	単位	数量	単価	金額	契約 方式	一般 指名 随意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号			
中	小	細	品													
33	05	04	007	空気調和装置 外	内訳書のとおり					選 定 業 者			契 約 条 件			
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.2は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎		
	分 類	防衛用品(防)			総 額		納期	年 月 日		円						
物品整理区分	非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分						
備考											入札日時	令和 年 月 日 時 分				
	課室名	応用化学科			要求者氏名	山田 篤志		電話番号	3560							

内 訳 書

調達要求 番 号		教企防2					単位	数量	単 価	金 額
番号	分類番号				品 名	規 格				
1	33	05	04	007	空気調和装置	ダイキン F406ATEP-W×1 (専用リモコン:ARC478A110×1付)	台	1		
2	33	05	04	011	室外機	ダイキン R406AEP	台	1		
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
合 計										

仕 様 書		調達要求番号	教企防2
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校応用化学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴ 46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライドブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライドブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、パイプを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンレスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事实施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

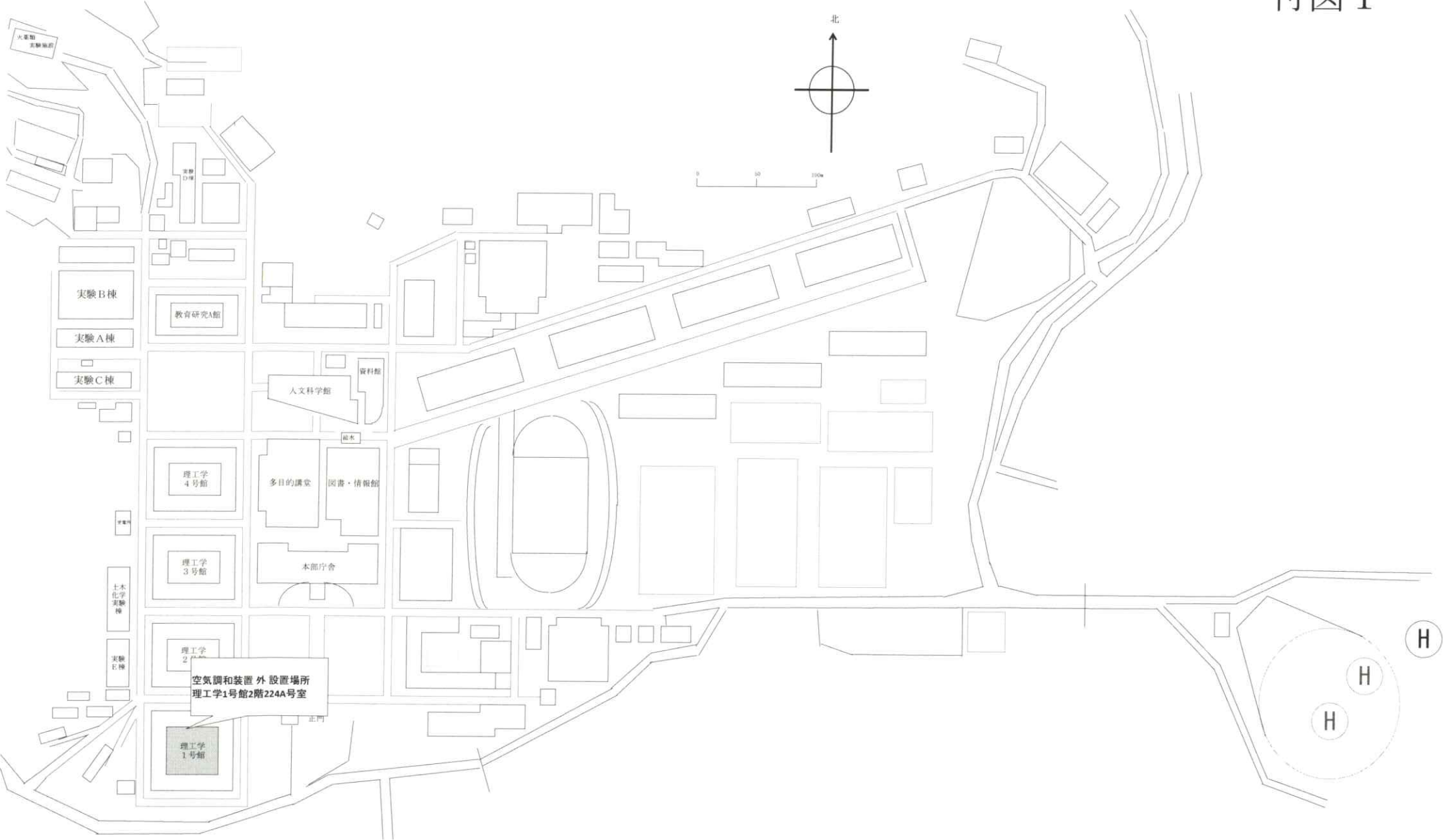
構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量							規 格						冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備 考			
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	地上	地上 屋上	屋上	屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル					電源		
								コンクリート 架台有無	既設コンクリート 架台有無	既設コンクリート スライドブロック有無	既設コンクリート 架台有無											既設室外機用防振ゴム 有無	ラッキング等有無
1	応用化学科 山田 篤志	更新	理工学1号館2階224A号室	1	1	1	/	1	有	2	/	/	有	ダイキン	F406ATEP-W	R406AEP	ARC478A110	/	単相200V	4.0kW	1,2	地上中庭 (北側)	付図1～3

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

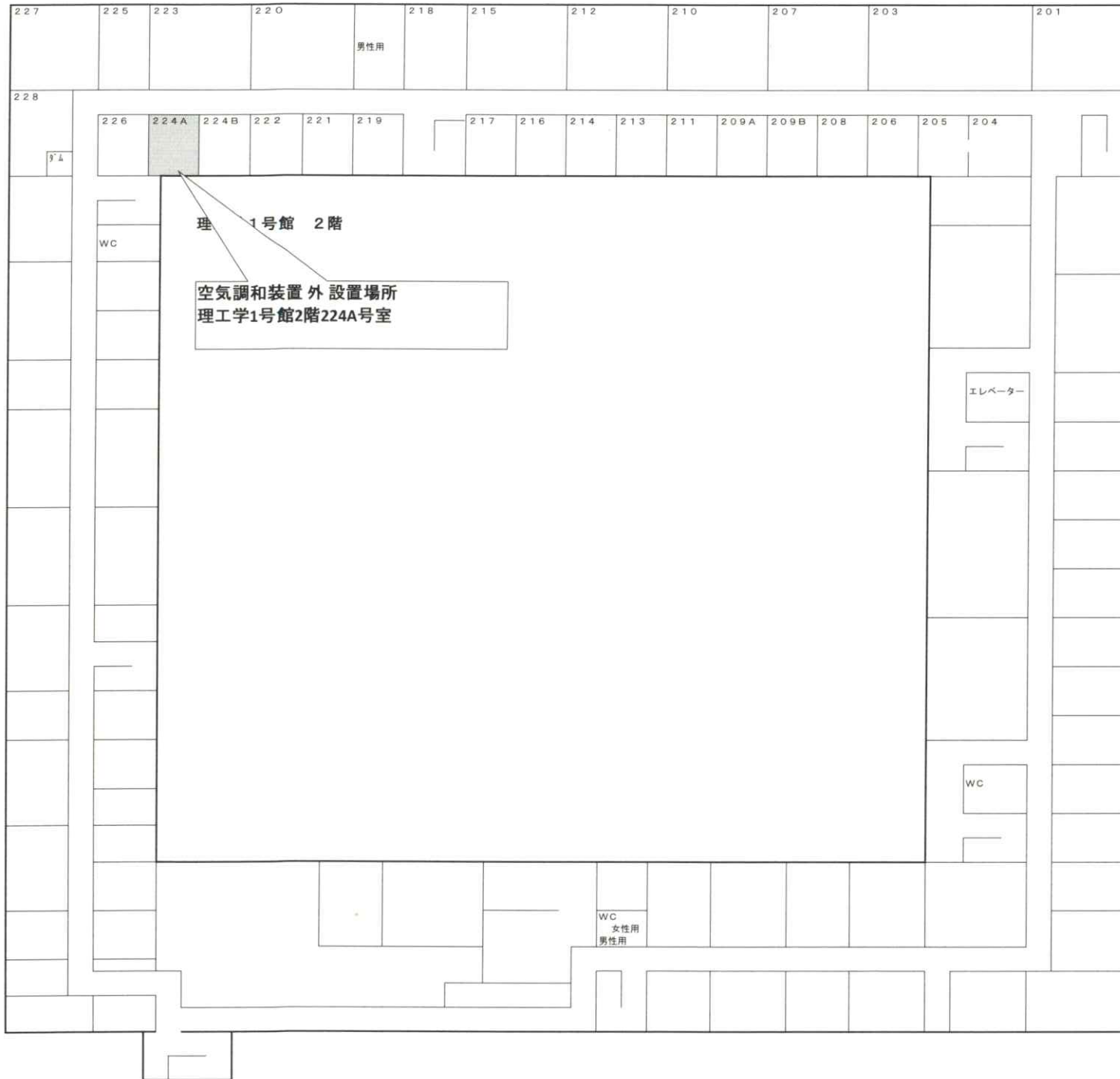
# 防衛大学校施設配置略図

付図 1



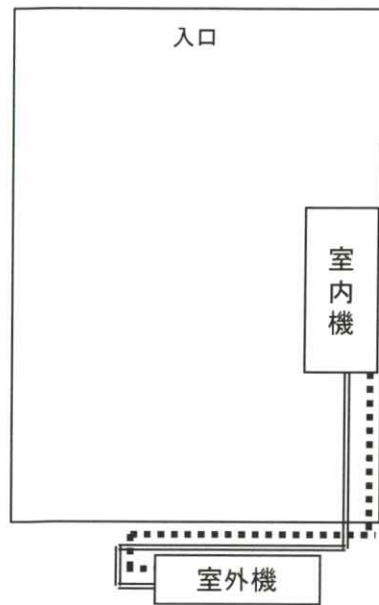
# 防衛大学校施設配置略図

付図2

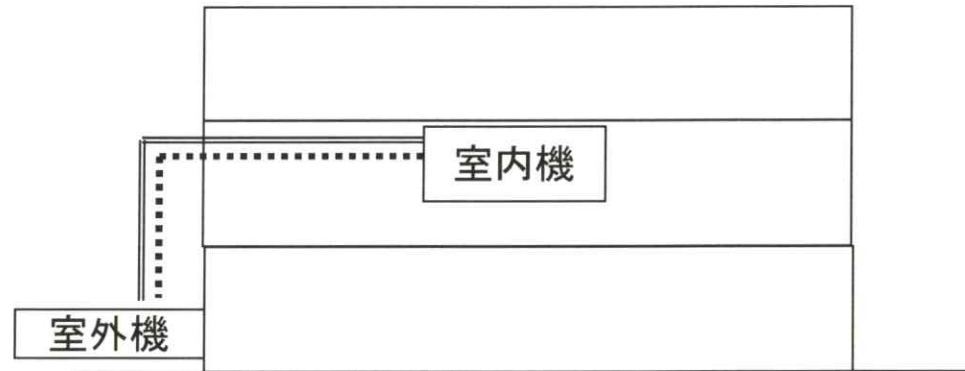


冷媒配管及びドレン配管図  
理工学1号館2階224A号室

付図3



<平面図>



<立面図>

配管距離：冷媒配管 約10m (屋内 2m、屋外 8m)  
ドレン配管 約10m (屋内 2m、屋外 8m)

==== 冷媒管  
..... ドレン配管

総務部長 決裁		物品購入要求書								調達要求 番号	教企防 3	科 目 目	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)
要求欄								年 月 日		調達欄			
会計課				関係課 (室)	要求元					室長	補佐	係長	係
課長	室長	補佐	係長		係	分任物品 管理官	課長等	補佐	供用官	係			
分類番号		品名		規格	単位	数量	単価	金額	契約 方式	一 般 指 名 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号	
中	小	細	品										
33	05	04	007	空気調和装置 外	内訳書のとおり				選			契 約 条 件	
明細説明 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.2は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。									予	総 額	算 出 の 基 礎		
分 類		防衛用品(防)		総 額		納期	年 月 日		格	円			
物品整理区分		非消耗品				納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分			
備考		課室名 応用化学科		要求者氏名 山田 秀人		電話番号 3590		入札日時	令和 年 月 日 時 分				

内 訳 書

調達要求 番号		教企防3								
番号	分類番号				品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	33	05	04	007	空気調和装置	ダイキン F366ATES-W (専用リモコン:ARC478A110×1付)	台	1		
2	33	05	04	011	室外機	ダイキン R366AES	台	1		
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
合 計										

仕 様 書		調達要求番号	教企防3
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校応用化学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネジボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴム46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペアコイルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンレスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

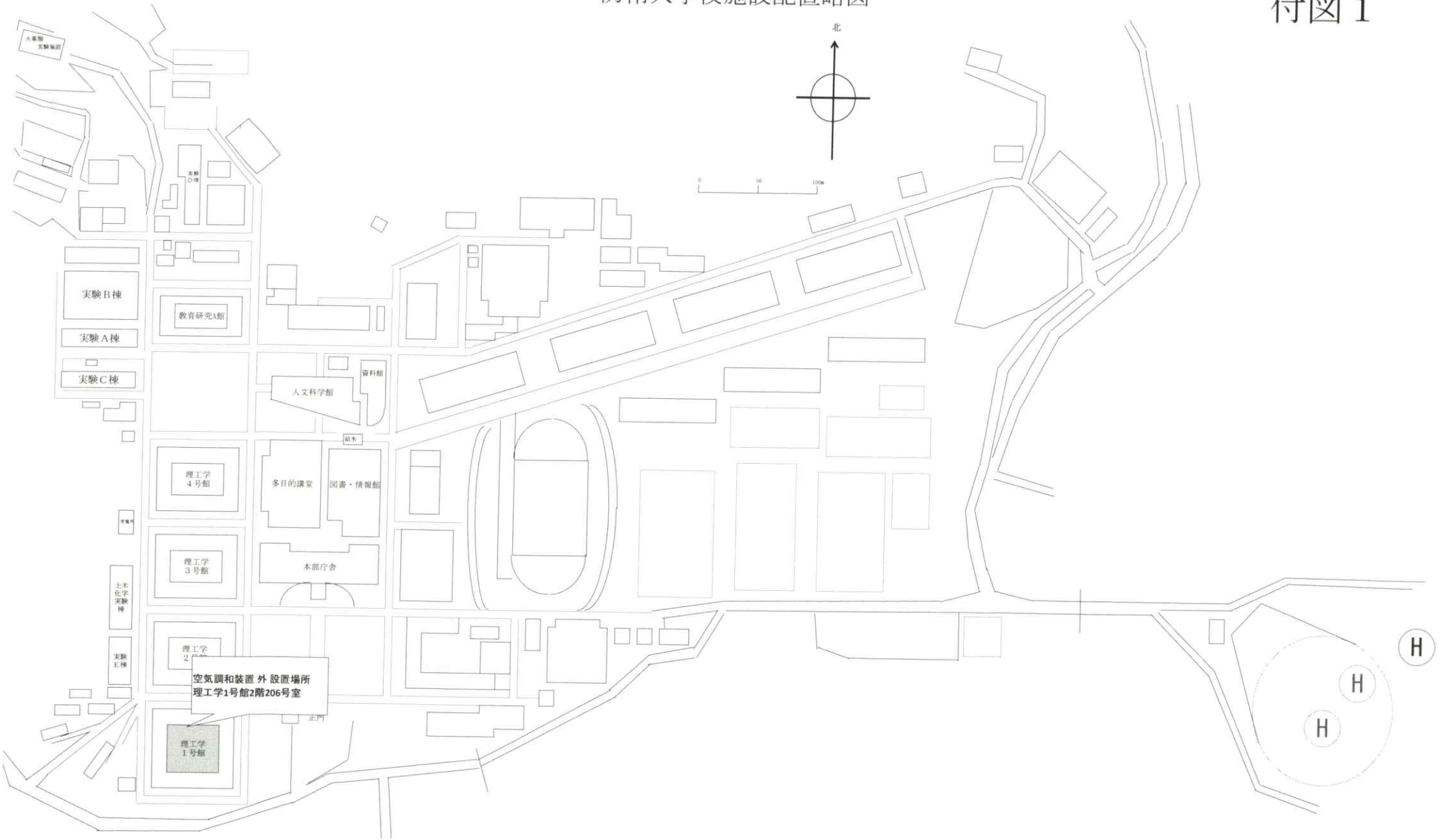
構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量								規 格						冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備 考			
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	コンクリート 架台数量	既設コンクリート 架台有無	地上 コンクリート スライド ブロック 数量	地上 屋上	屋上		屋外	メーカー	室内機	室外機					リモコン	化粧パネル	電源
												室外機用防振ゴム 数量	既設室外機用防振 ゴム有無											
1	応用化学科 山田 秀人	更新	理工学1号館2階206号室	1	1	1	/	1	有	2	有 (更新)	/	/	有	ダイキン	F366ATES-W	R366AES	ARC478A110	/	単相100V	3.6kW	1,2	地上中庭 (北側)	付図1～3

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

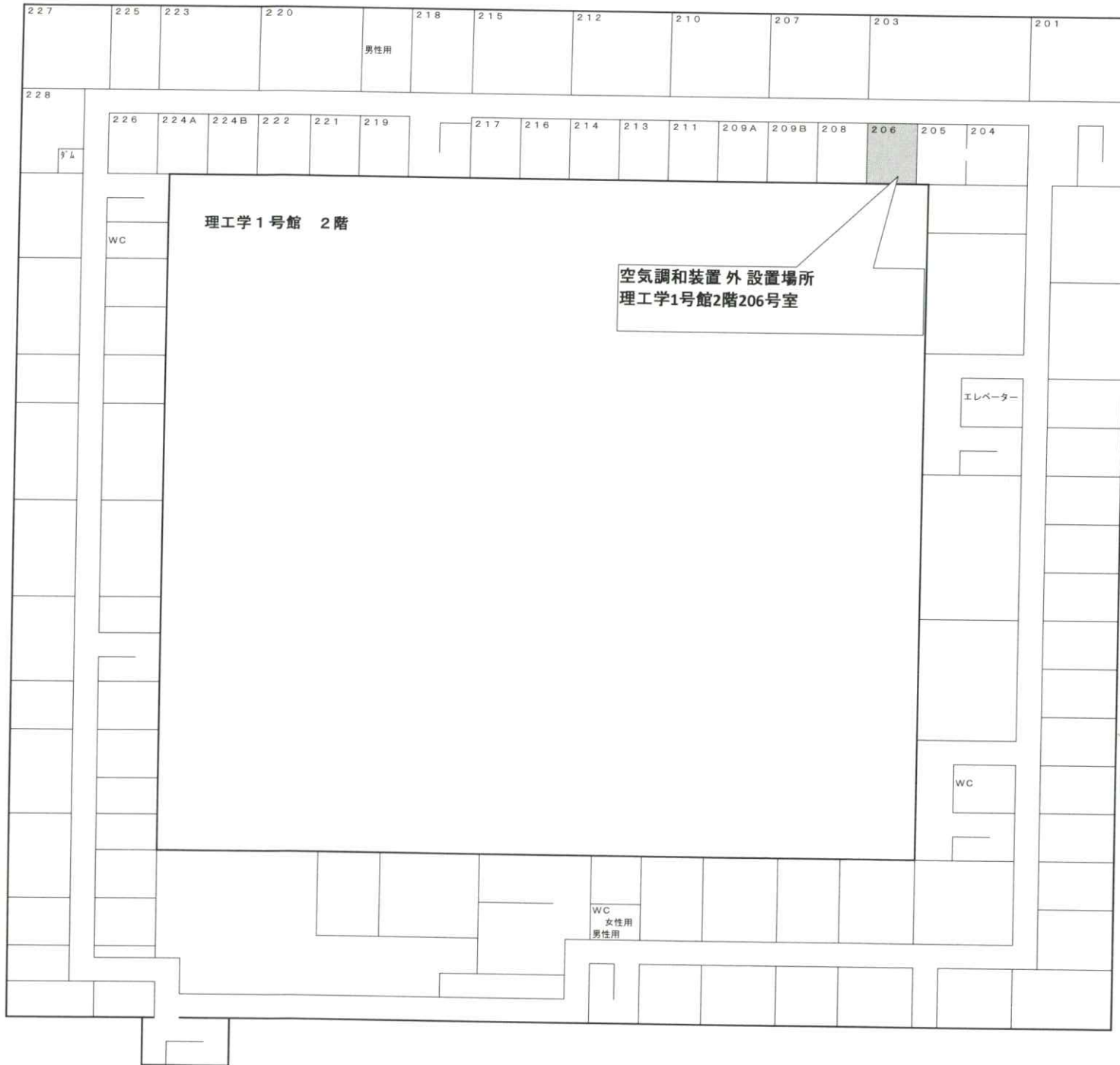
# 防衛大学校施設配置略図

付図1



# 防衛大学校施設配置略図

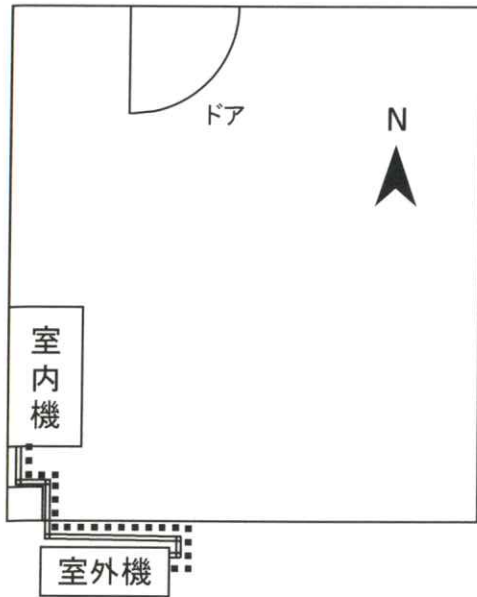
付図2



冷媒配管及びドレン配管図

付図3

理工学1号館2階206号室



<平面図>



<立面図>

配管距離：冷媒配管 約8m（屋内 3m、屋外 5m）  
ドレン配管 約8m（屋内 3m、屋外 5m）

==== 冷媒管  
..... ドレン配管

総務部長 決裁		物品購入要求書										調達要求 番号	教企防 4	科 目 目	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)	
要求欄										年 月 日			調達欄			
会計課					関係課 (室)	要求元					室長	補佐	係長	係		
課長	室長	補佐	係長	係		分任物品 管理官	課長等	補佐	供用官	係						
分類番号		品名			規格	単位	数量	単価	金額	契約 方式	一 般 指 名 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号			
中	小	細	品													
33	05	04	007	空気調和装置 外	内訳書のとおり					選 定 業 者			契 約 条 件			
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.2は同メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎		
	分 類	防衛用品(防)			総 額		納期	年 月 日				円				
物品整理区分	非消耗品					納入 場所	防衛大学校			調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分					
備考											入札日時	令和 年 月 日 時 分				
	課室名	応用化学科			要求者氏名	山田 弘		電話番号	3584							

内 訳 書

調達要求 番 号		教企防4									
番号	分類番号				品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	
1	33	05	04	007	空調和装置	ダイキン F286ATES-W (専用リモコン:ARC478A110×1付)	台	1			
2	33	05	04	011	室外機	ダイキン R286AES	台	1			
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
合							計				

仕 様 書		調達要求番号	教企防4
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学校応用化学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アソカ SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴ 46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、<sup>°</sup>パイプを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンレスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

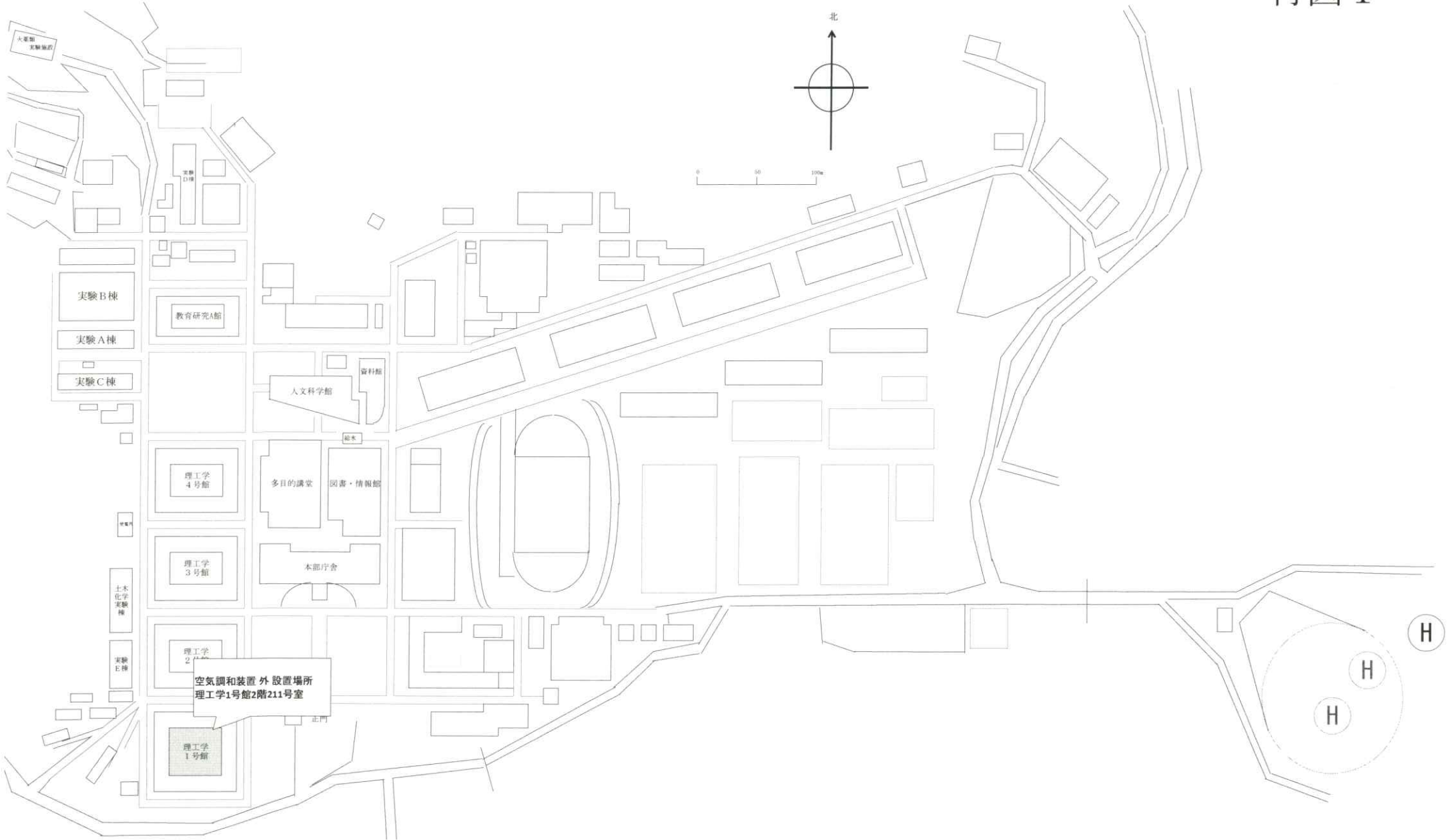
構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量							規 格						備 考				
				室内機	室外機	化粧パネル	地上	地上 屋上	屋上		屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル		電源	冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置
							既設 コンクリート 架台数量	既設 コンクリート スライドブロック 数量	既設 コンクリート スライドブロック 有無	既設 コンクリート 架台有無											
1	応用化学科 山田 弘	更新	理工学1号館2階211号室	1	1	1	1	有	2	有 (更新)	有	ダイキン	F286ATES-W	R286AES	ARC478A110	単相100V	2.8kW	1,2	地上中庭 (北側)	付図1～3	

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

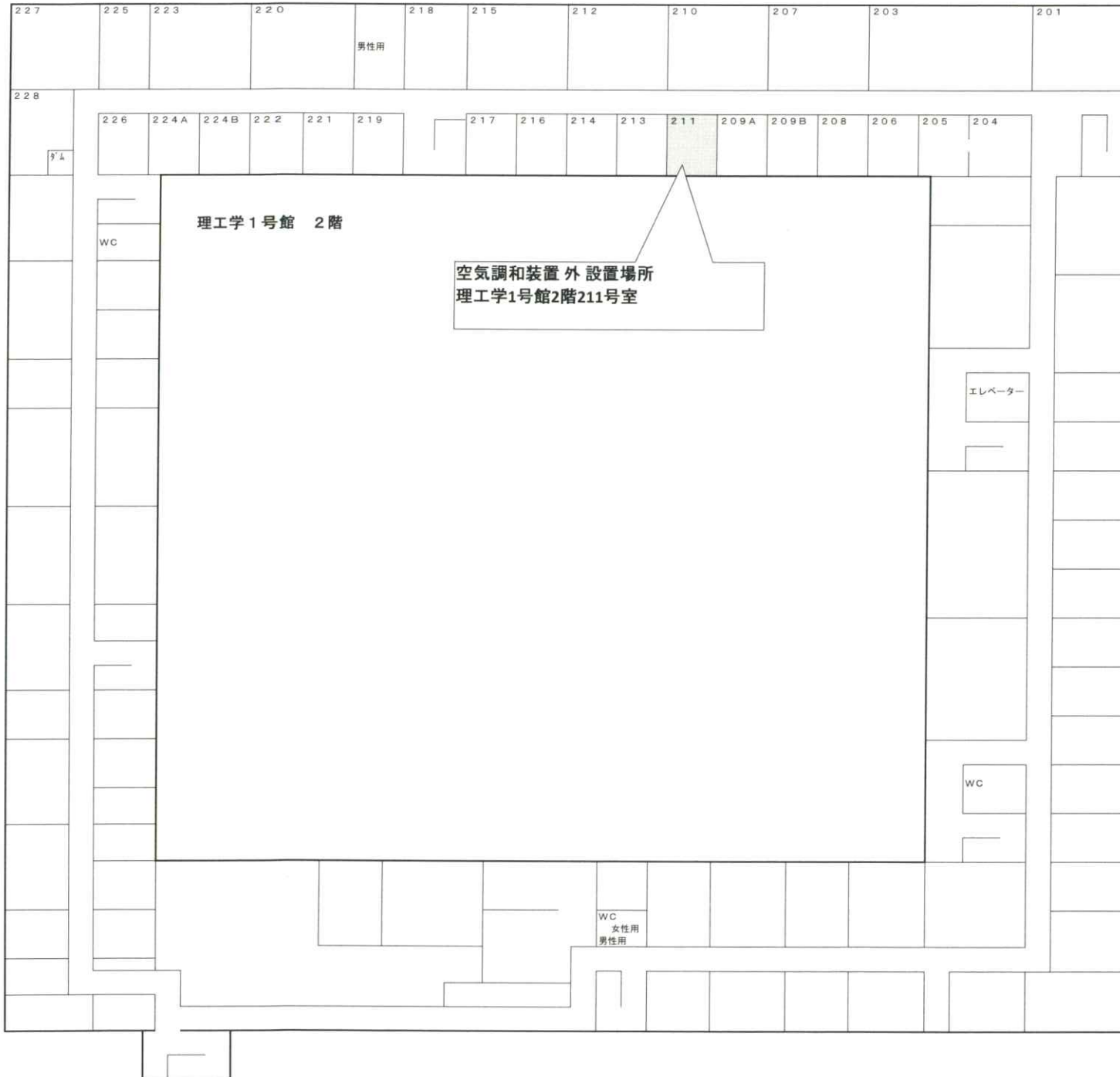
# 防衛大学校施設配置略図

付図 1



# 防衛大学校施設配置略図

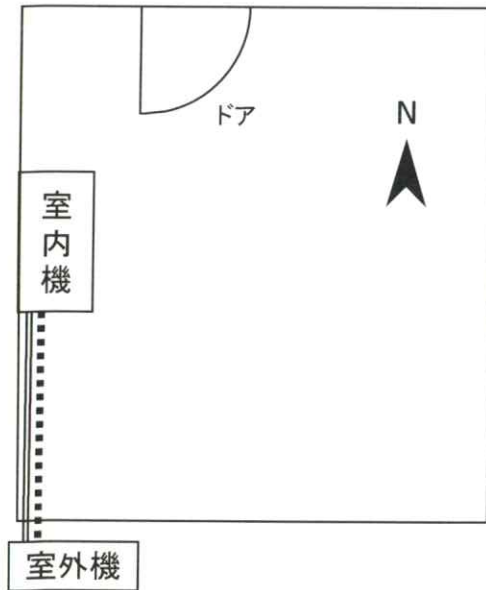
付図2



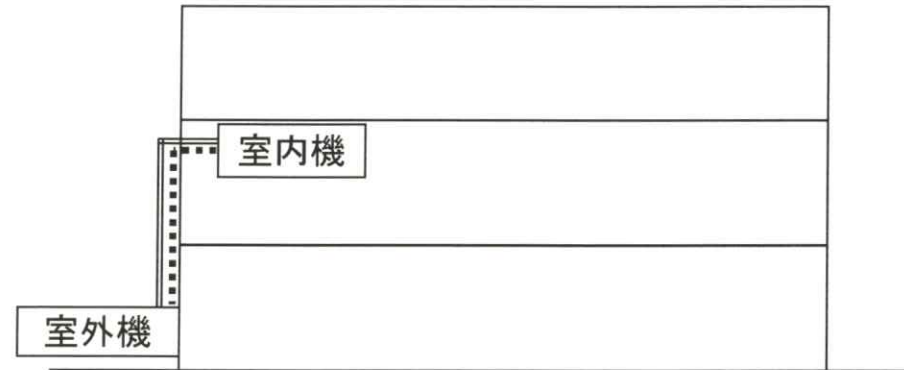
冷媒配管及びドレン配管図

付図3

理工学1号館2階211号室



<平面図>



<立面図>

配管距離：冷媒配管 約8m（屋内 3m、屋外 5m）  
ドレン配管 約8m（屋内 3m、屋外 5m）

==== 冷媒管  
..... ドレン配管

総務部長 決裁		物 品 購 入 要 求 書										調達要求 番号	教企防 5	科 目 細分	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄			
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長	補 佐	係 長	係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		分任物品 管理官	課長等	補 佐	供用官	係					
分 類 番 号		品 名			規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	契 約 方 式	一 般 指 名 隨 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号		
中	小	細	品												
				空気調和装置 外	内訳書のとおり					選 定 業 者		契 約 条 件			
明 細 説 明	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.2、No.3とNo.4、No.5とNo.6、No.7とNo.8は同一メーカーのものとする。 搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。 本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。										予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎	
分 類	防衛用品(防)			総 額		納期	年 月 日		円						
物品整理区分	非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分					
備 考	計画外										入札日時	令和 年 月 日 時 分			
	課室名	応用物理学科			要求者氏名	川合 伸明		電話番号	3614						

内 訳 書

調達要求 番号		教企防5							単位	数量	単 価	金 額
番号	分類番号				品 名	規 格						
1	33	05	04	007	空気調和装置	ダイキン FAP40FB ダイキン BRC7N18×1付			台	1		
2	33	05	04	011	室外機	ダイキン RZRP40BYT			台	1		
3	33	05	04	007	空気調和装置	日立 RAS-AJ4026S(W) 日立 RAR-8P2×1付			台	1		
4	33	05	04	011	室外機	日立 RAC-AJ4026S			台	1		
5	33	05	04	007	空気調和装置	日立 RAS-AJ3625S(W) 日立 RAR-8P2×1付			台	1		
6	33	05	04	011	室外機	日立 RAC-AJ3625S			台	1		
7	33	05	04	007	空気調和装置	日立 RCI-GP80KA 日立 PC-ARFG4×1付 日立 P-AP160NA4×1付			台	1		
8	33	05	04	011	室外機	日立 RAS-GP80RSH3			台	1		
合 計												

仕 様 書		調達要求番号	教企防5
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、応用物理学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（家庭用エアコンに適用）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振コゝ46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライトブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライトブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペアコイルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

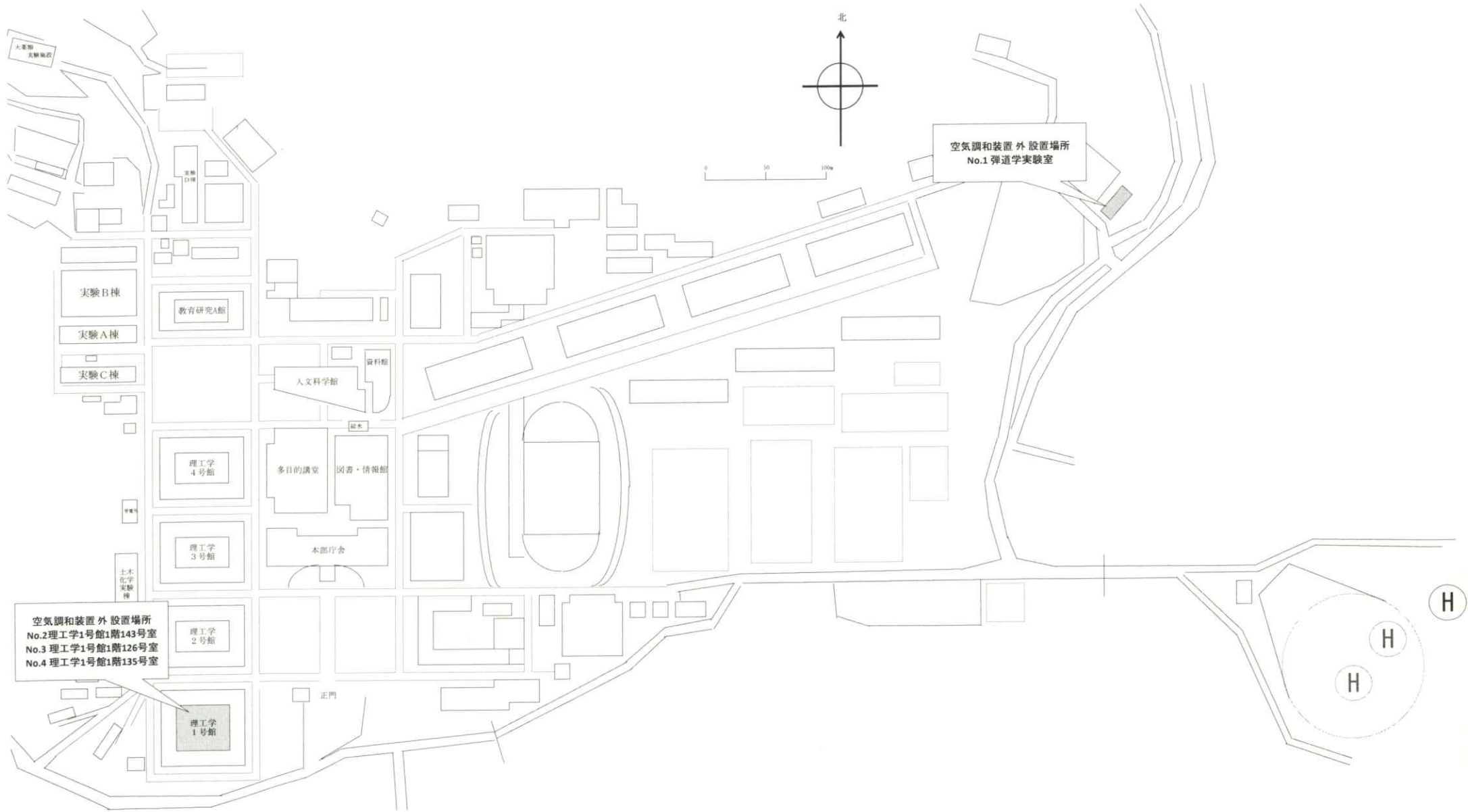
(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

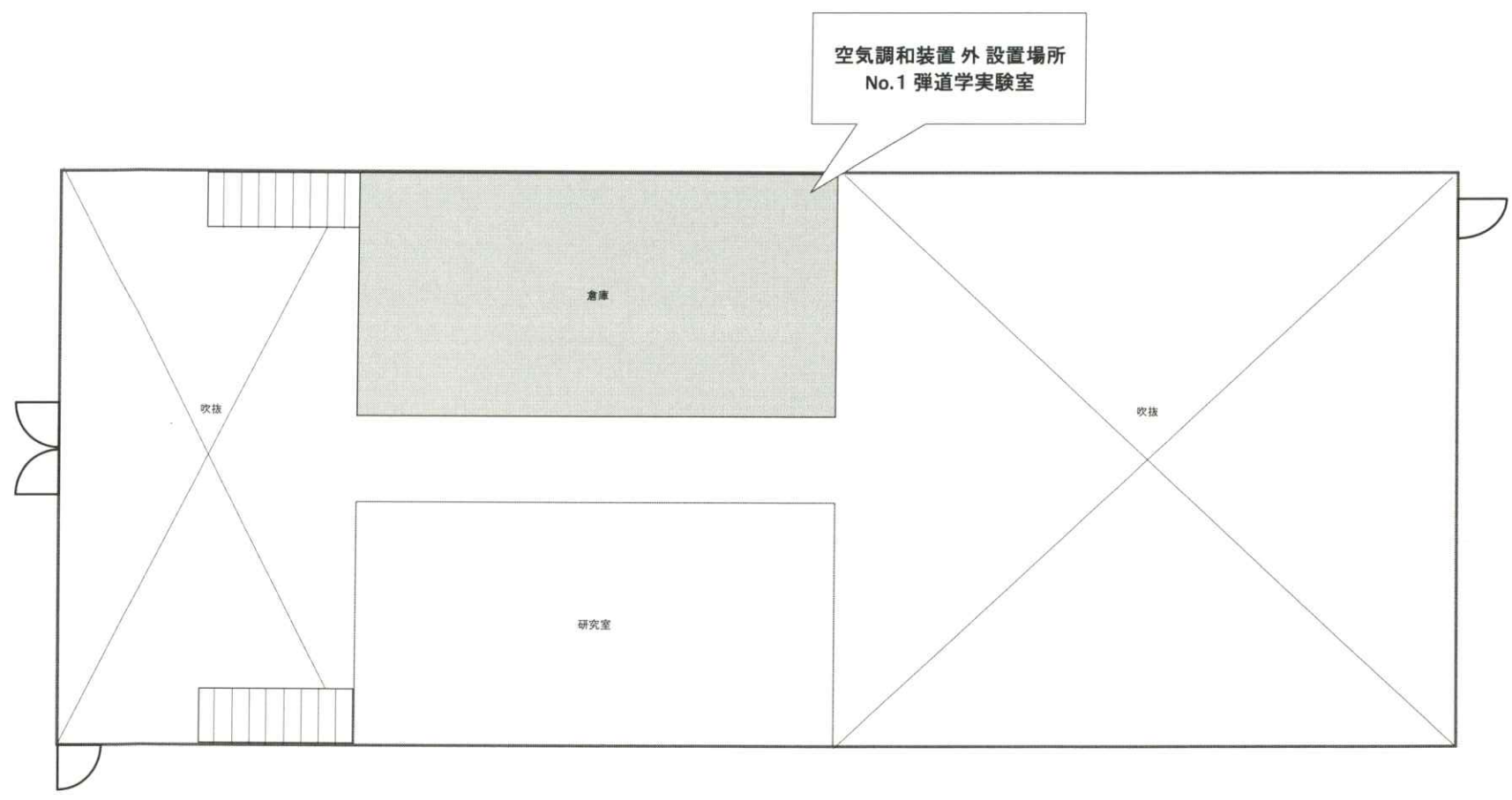
(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

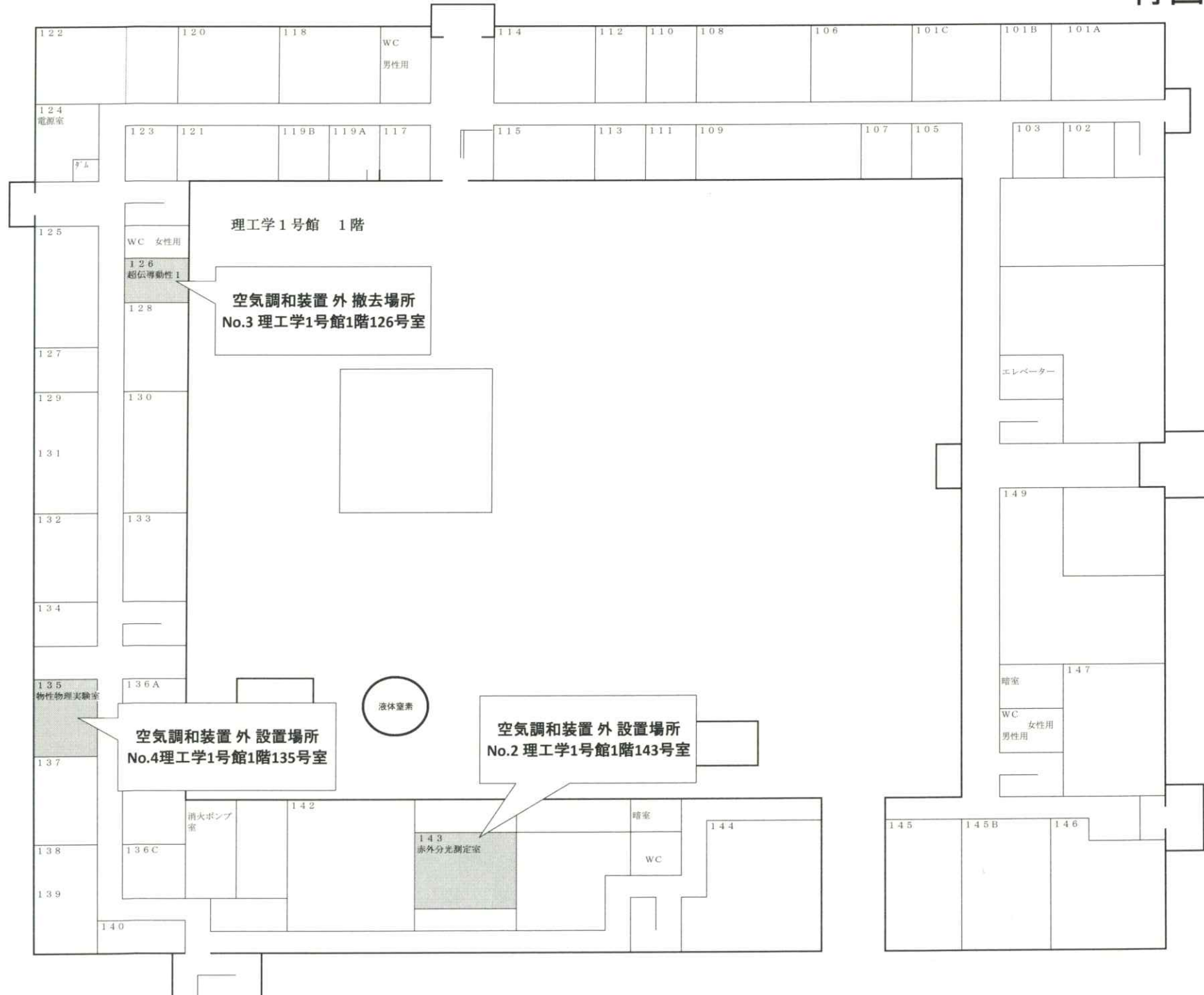
構成等

No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数 量										規 格					冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備 考		
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	地上		地上 屋上		屋上		屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン					化粧パネル	電源
								コンクリート 架台数量	既設コンクリート 架台有無	コンクリート スライドブロック 数量	既設コンクリート スライドブロック 有無	室外機用防振ゴム 数量	既設室外機用防振ゴム 有無											
1	応用物理学科 川合 伸明	新規	弾道学実験室	1	1	1	1	無	1	無	/	/	無	ダイキン	FAP40FB	RZRP40BYT	BRC7N18	/	三相200V	3.6kw	1, 2	地上 北側	付図1～3	
2	応用物理学科 荒木 幸治	新規	理工学1号館1階143号室	1	1	1	1	無	1	無	/	/	無	日立	RAS-AJ4026S(W)	RAC-AJ4026S	RAR-8P2	/	単相100V	4.0kw	3, 4	中庭 北側	付図1～3	
3	応用物理学科 畑 慶明	更新	理工学1号館1階126号室	1	1	1	1	有	2	有 (更新)	/	/	有	日立	RAS-AJ3625S(W)	RAC-AJ3625S	RAR-8P2	/	単相100V	3.6kw	5, 6	中庭 東側	付図1～3	
4	応用物理学科 荒木 幸治	更新	理工学1号館1階135号室	1	1	1	1	有	2	有 (更新)	/	/	有	日立	RCI-GP80KA	RAS-GP80RSH3	PC-ARFG4	P-AP160NA4	三相200V	7.1kw	7, 8	地上 西側	付図1～3	

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

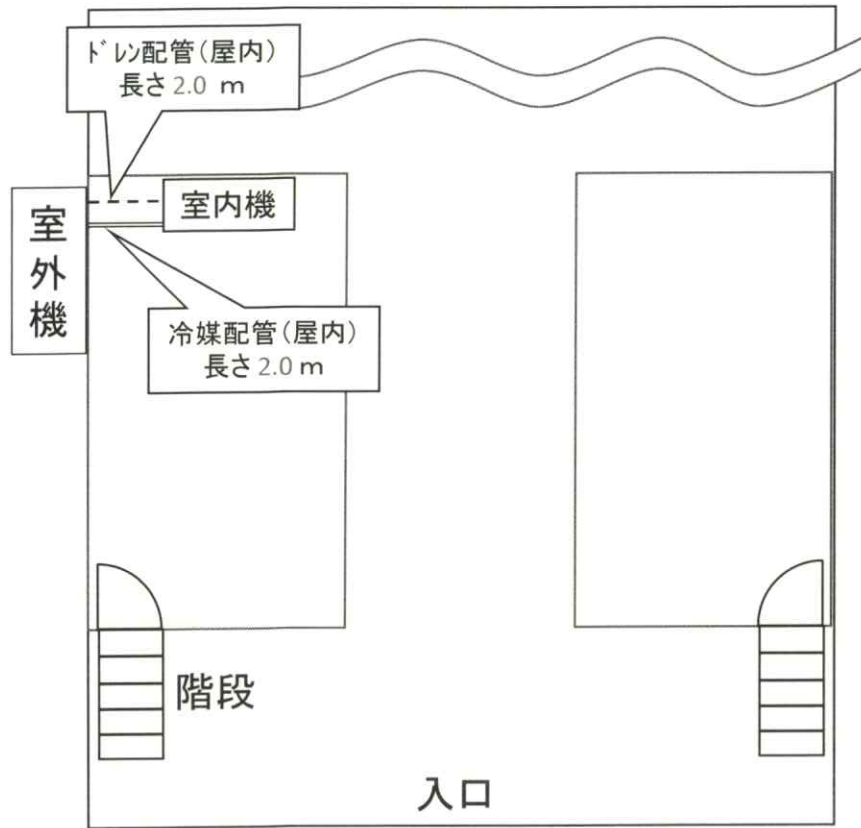




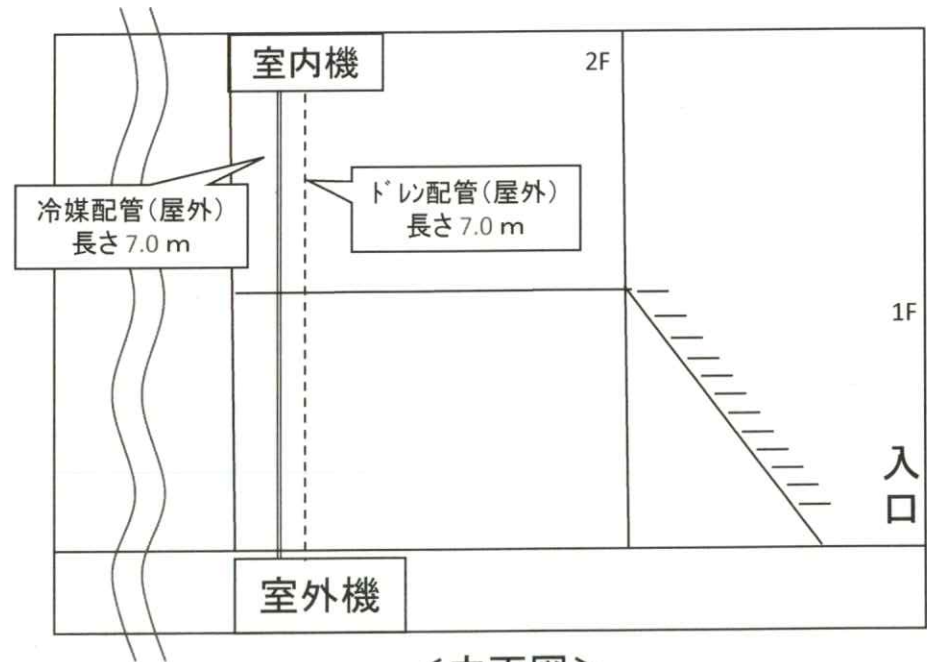


冷媒・ドレン配管図  
弾道学実験室

付図3-1



<平面図>



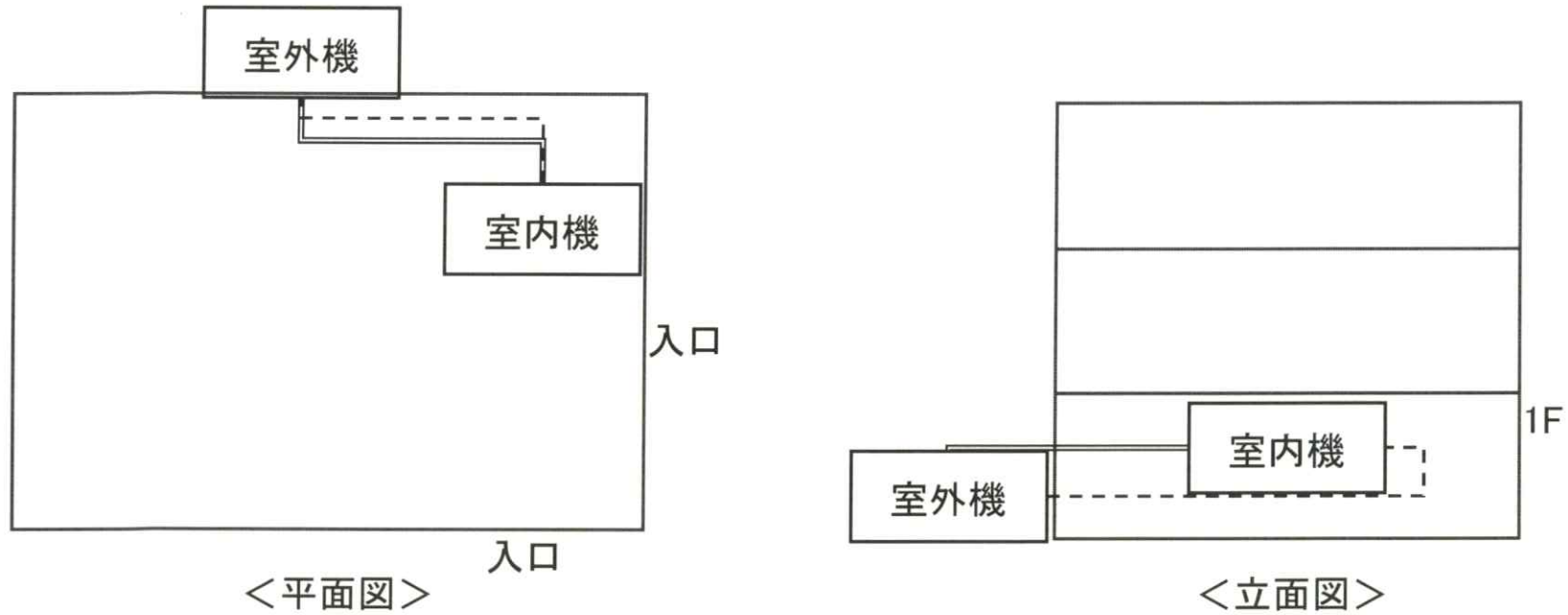
<立面図>

配管距離：冷媒配管 約 9 m (屋内 2 m、屋外 7 m)  
ドレン配管 約 9 m (屋内 2 m、屋外 7 m)

—— 冷媒管  
----- ドレン配管

冷媒配管及びドレン配管図  
理工学1号館143号室

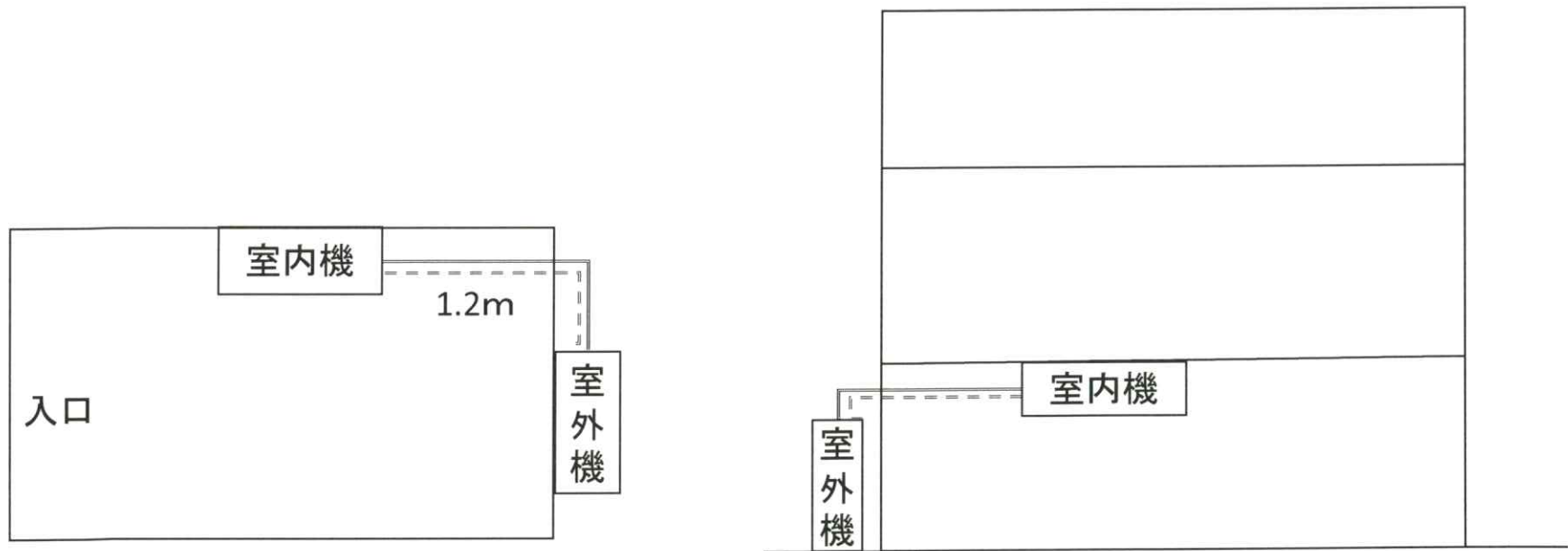
付図3-2



配管距離: 冷媒配管 約 8 m (屋内 6 m、屋外 2 m)  
ドレン配管 約 6 m (屋内 4 m、屋外 2 m)

==== 冷媒管  
----- ドレン配管

冷媒配管及びドレン配管図  
理工学1号館126号室



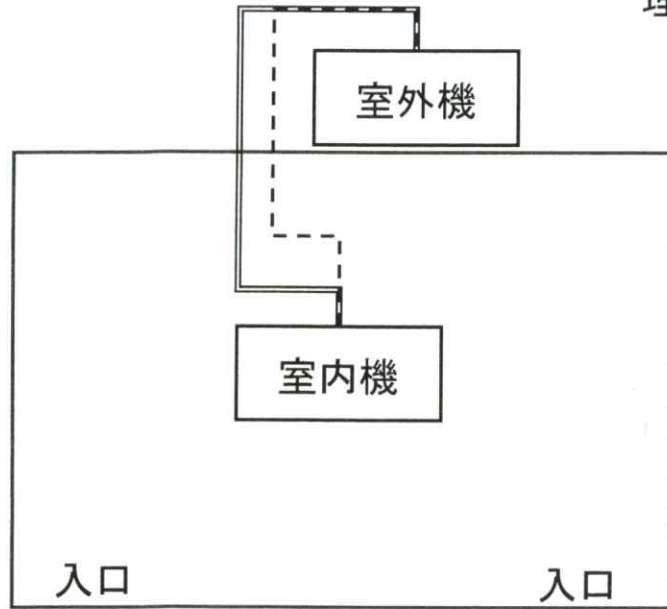
<平面図>

<立面図>

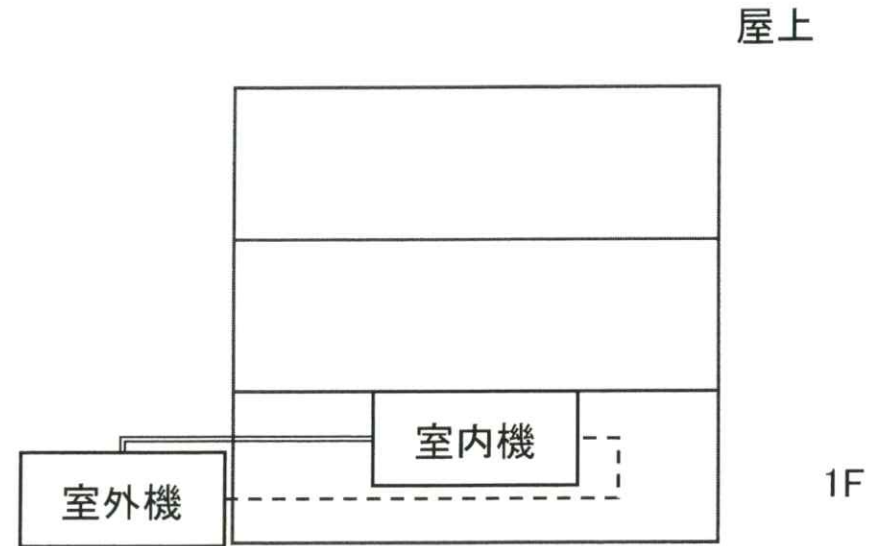
配管距離：冷媒配管 約3.2m (屋内1.2m、屋外2.0m)  
ドレン配管約3.2m (屋内1.2m、屋外2.0m)

冷媒配管及びドレン配管図  
理工学1号館135号室

付図3-4



<平面図>



<立面図>

配管距離: 冷媒配管 約 4 m (屋内 2 m、屋外 2 m)  
ドレン配管 約 3 m (屋内 1 m、屋外 2 m)

—— 冷媒管  
----- ドレン配管

総務部長 決 裁		物 品 購 入 要 求 書										調達要求 番 号	教企防 6	科 項 目 目	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練用備品費(教訓・備品)	
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄				
会 計 課					関係課	要 求 元					室 長	補 佐	係 長	係		
課長	室長	補佐	係長	係	(室)	分任物品 管理官	課長等	補佐	供用官	係						
分類番号		品 名			規 格	単位	数量	単 価	金 額	契 約 方 式	一 般 指 名 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3第 項 予決令第 条第 項第 号			
中	小	細	品							選 定 業 者			契 約 条 件			
				空気調和装置 外	内訳書のとおり											
明 細 説 明										予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎		
又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)但し、No.1とNo.2は同一メーカーのものとする。搬入及び設置調整を含む。設置調整等は、仕様書のとおり。本調達物品は「環境物品の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月8日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。但し、基本方針の改定があった場合にはこれに従うものとする。												円				
分 類		防衛用品(庁)			総 額		納期	年 月 日								
物品整理区分		非消耗品					納入 場所	防衛大学校		調達説明 日 時	令和 年 月 日 時 分					
備 考		令和8年度教育訓練費執行計画総括表 P27 No.14										入札日時	令和 年 月 日 時 分			
		課室名 地球海洋学科			要求者氏名 小笠原 英子		電話番号 3309									



仕 様 書		調達要求番号	教企防6
品 名	数 量	備 考	
空気調和装置 外	1式		
<p>1 総則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、防衛大学地球海洋学科で使用する空気調和装置及び室外機（以下、本装置という）の設置について規定する。</p> <p>(2) 引用文書 この文書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書及び入札書の提出時における最新版とする。</p> <p>ア 国土交通省 公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編)</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 「平成十年六月五日法律第九十七号」</p> <p>ウ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 「平成十二年五月三十一日法律第百号」</p> <p>エ 大気汚染防止法「昭和四十三年六月十日法律第九十七号」</p> <p>オ フォンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 「平成十三年六月二十二日法律第六十四号」</p> <p>2 製品に関する要求</p> <p>(1) 一般事項 本装置は、製造業者による品質管理のもとで製作されたものであって、その品質を保証されたもの及び特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(家庭用エアコンに適用)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に則したものでなければならない。</p> <p>(2) 構成 構成等は、別表による。</p> <p>(3) 機能及び性能 本装置の機能及び性能は、製造業者の規定する社内規格及び仕様を十分満足するものでなければならない。</p> <p>3 設置に関する要求</p> <p>(1) 設置場所 設置場所は、別表および付図第1～3のとおりとする。</p> <p>(2) 設置要領 設置要領は、各製造業者指定の要領及び国土交通省 公共建設工事標準仕様書によるほか次による。</p> <p>ア 室内機設置要領 室内機は、煙検知器等から1.5m以上離して設置するものとする。なお、室内機を設置する上で煙検知器等の移設が必要な場合は、契約担当官等と調整の上、移設工事を行うものとする。壁掛け型の機器に関しては、アンカー SUS 3/8×50mm以上のものを使用し全ネボルトで吊り下げて取り付ける。</p> <p>イ 室外機設置要領 室外機は、屋上に設置する場合、防振ゴ 46×150×600mmを敷き、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。地上に設置する場合、室外機専用架台として厚さ20cm、室外機の幅および奥行に15cmを加えた大きさのコンクリート架台を設置し、その上にコンクリートスライブブロック(12×12×50cm)を据え付ける。</p> <p>ただし、既設品のコンクリート架台等が存在し、その状態が良好で再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。</p>			

#### ウ 冷媒配管及びドレン配管要領

冷媒配管は、必要とされる壁の既存穴を使用して室内機と室外機を接続する。なお、穴をあける場合は、官側の承認を得て事前に十分な調査をおこない鉄筋を切らないようにすること。外壁塗装面には、アスベストが含有されているものとして工事を行うこと。また、大気汚染防止法に即して行うものとする。

冷媒管は、ペコアイルを用いるとともにメーカー指定の寸法および材質のものを使用する。

室内機と室外機の信号線はEM-EEF1.6mm以上を使用し、室内機と室外機の電源線はEM-EEF2.0mm以上を使用する。ドレン配管はVP-20mm以上で配管する。支持金具(アンカー立下り金具)はステンレス製とする。また、屋外露出部分はステンスラッキングで覆うものとする。

なお、冷媒配管及びドレン配管敷設に際し、既存の屋外ラッキング等の状態が良好で、再利用に耐えうる場合、官側の承認を得た上で再利用することが出来るものとする。

配管要領において、冷媒を配管の外へ放出する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則して行うものとする。

#### エ 電気配線要領

電源は、既設の配電盤(実験盤)より取得し鋼製のスイッチボックス(20×30×12cm)に取付、漏電ブレーカーを取付け手元開閉器とする。室内の露出部分は既存の電線管及び電線管付属品を用いて保護し、EM-CEケーブルは架橋ポリエチレン電源ケーブルを使用すること。

必要により既設の電線管、電線管付属品、スイッチボックス、漏電ブレーカー等を使用し、設置すること。

#### オ その他

設置作業に関しては、高所作業車もしくは足場掛けでの作業を可能とする。

#### 4 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 役務実施予定線表の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに役務実施予定線表(様式適宜)を検査官へ提出すること。

##### (2) 設置工事実施上の注意事項

ア 作業現場の安全管理については、契約相手方の責任において関係法令に従い事故防止に努め行うこと。

イ 設置に際しては、損傷を与えるおそれのある建物躯体および近接する実験器具等には必要養生等(養生用資材は契約相手方負担)を実施するとともに、物品及び建物躯体に損害を与えた場合は、契約相手方において速やかに原状に復するものとする。

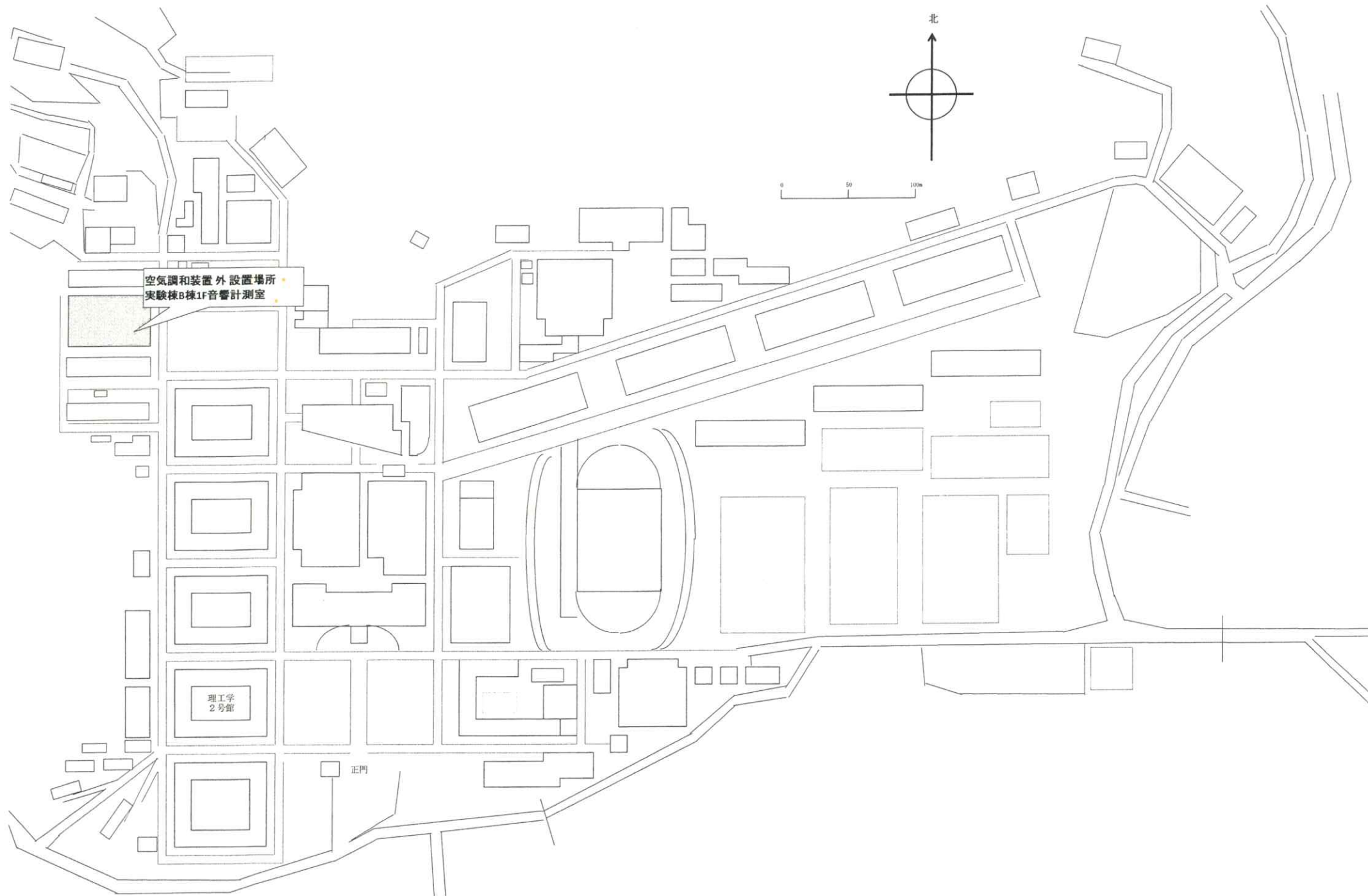
(3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

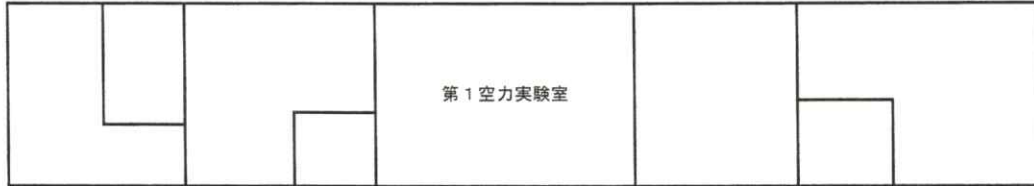
(4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

構成等

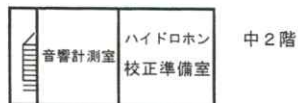
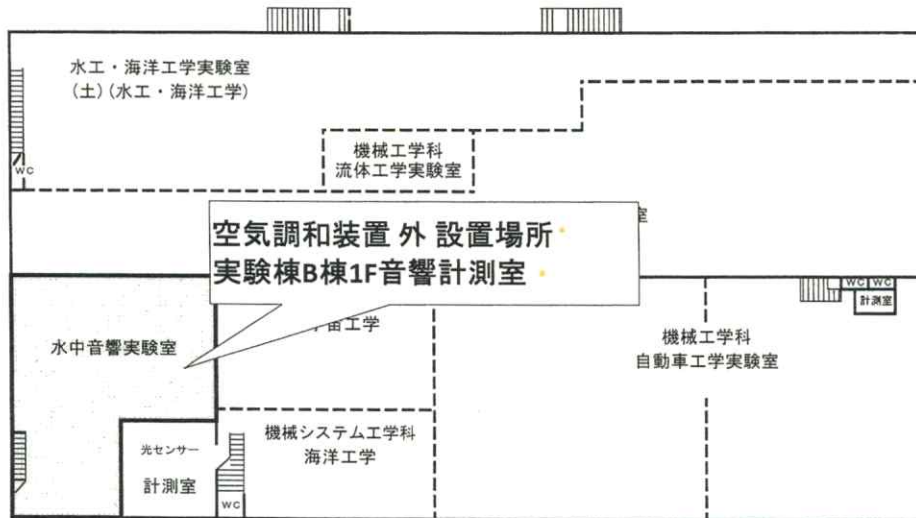
No	学科・教育室 担当教官	区分	設置場所 (室内機のタイプ)	数量								規格						冷房能力 (50Hz)	内訳 番号	室外機 の位置	備 考			
				室内機	室外機	リモコン	化粧パネル	地上	地上 屋上	屋上		屋外	メーカー	室内機	室外機	リモコン	化粧パネル					電源		
								既設 コンクリート 架台数量	既設 コンクリート 架台有無	既設 コンクリート スライド ブロック 数量	既設 コンクリート スライド ブロック 有無												既設 室外機用 防振ゴム 数量	既設 室外機用 防振ゴム 有無
1	地球海洋学科 小笠原 英子	更新	実験棟B棟1階音響計測室	1	1	1	1	1	有	2	有 (更新)			無	日立	RCI-GP63KA	RAS-GP63RSH3	PC-ARFG4	P-AP160NA4	三相200V	5.6kW	1, 2	地上南側	付図1～3

- ※ 規格については、又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)とする。ただし、室内機と室外機は同一メーカーとする。
- ※ 既設コンクリート架台有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリート架台を更新するものとする。
- ※ 既設コンクリートスライドブロック有無の欄に「有(更新)」とあるものは、コンクリートスライドブロックを更新するものとする。
- ※ 既設室外機用防振ゴム有無の欄に「有(更新)」とあるものは、防振ゴムを更新するものとする。
- ※ 既設屋外ラッキング等有無の欄に「有(更新)」とあるものは、屋外ラッキング等を更新するものとする。

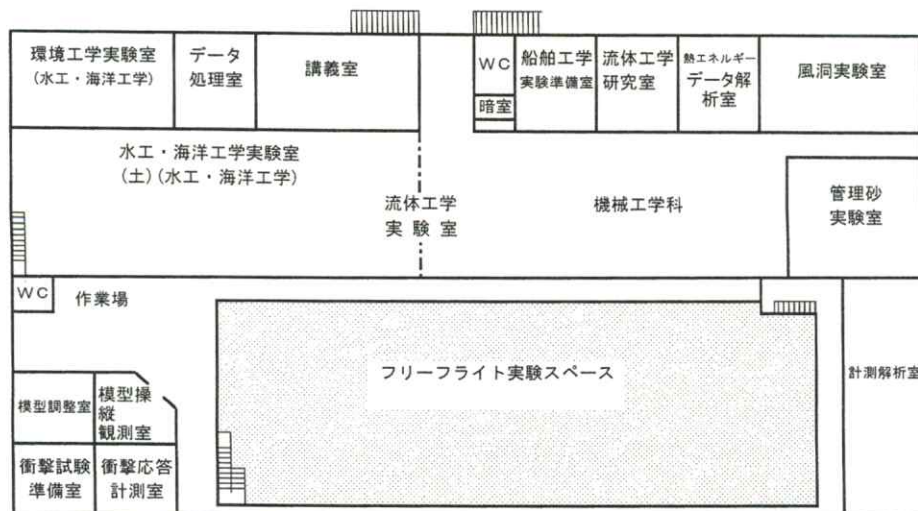




総合実験棟B棟 (1階)



総合実験棟B棟 (2階)



冷媒配管及びドレン配管図  
(実験棟B棟1F 音響計測室)

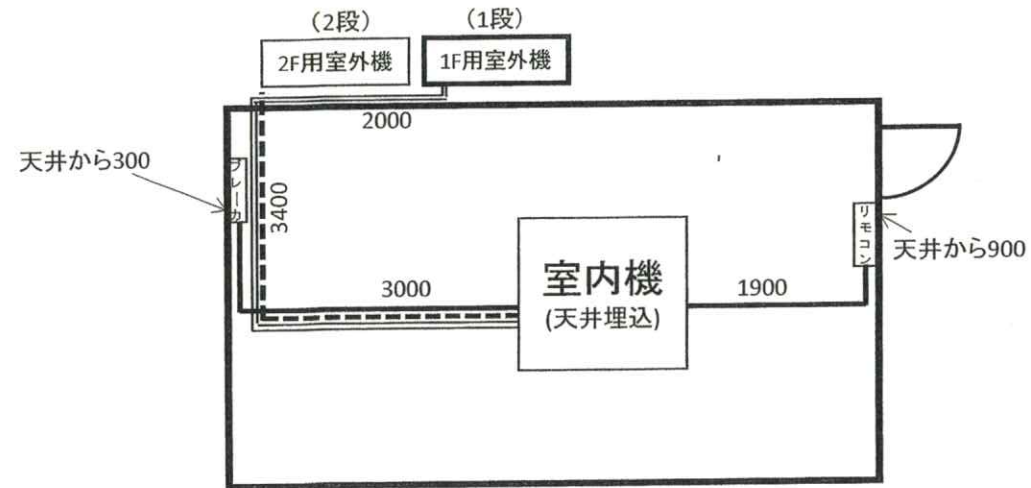
【凡例】

- 冷媒管
- - - - ドレン配管
- 配電線

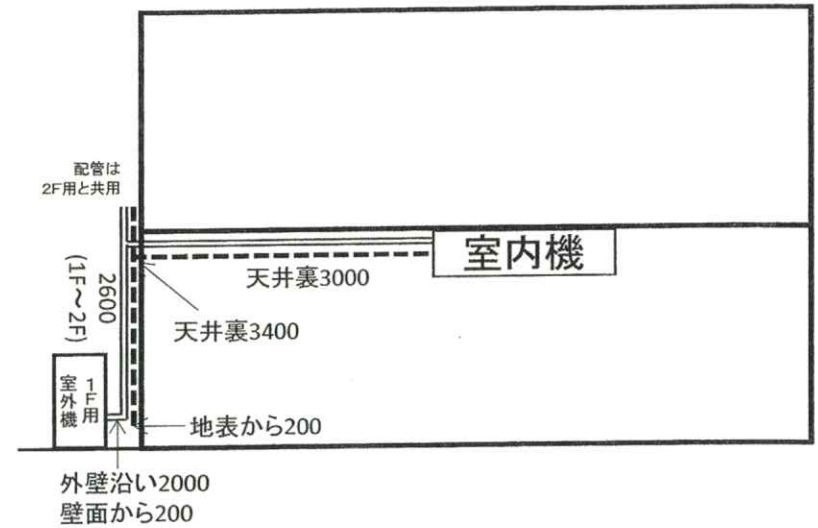
表中の寸法はいずれもmm、概算

【平面図】

※建物内の配管は天井裏  
 ※建物内の配電線は天井裏及び壁内部



【立面図】



配管距離 (概算) : 冷媒配管 約 11m (屋内6400mm、屋外4600mm)  
 ドレン配管 約 9m (屋内6400mm、屋外2600mm)

※基本的には既設の配管を再利用するため、上記数値より短くなる見込 (見積提出業者確認)